

午後 1 時再開

議 長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 議 長 報 告

議 長（反町 清君） 報告いたします。

片山喜博君から平成 17 年 11 月 29 日付で病気治療のため本日の会議を早退する旨の届け出が議長宛に提出されておりますので、ご報告いたします。

- 第 18 議案第 114 号 藤岡市桜山温泉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 115 号 藤岡市三波川財産区管理会条例の制定について
- 議案第 116 号 旧鬼石町若者定住対策促進条例の規定に基づく奨励措置及び奨励金等の返還の経過措置に関する条例の制定について
- 議案第 117 号 藤岡市三波川財産区基金条例の制定について
- 議案第 118 号 藤岡市若者定住対策促進基金条例の制定について
- 議案第 119 号 藤岡市公共施設整備基金条例の制定について
- 議案第 120 号 藤岡市国民健康保険基金条例の制定について
- 議案第 121 号 藤岡市介護老人保健施設基金条例の制定について
- 議案第 122 号 藤岡市立鬼石小学校新井文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 123 号 藤岡市立鬼石北小学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 124 号 藤岡市立鬼石中学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 125 号 藤岡市鬼石公民館青木文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 126 号 藤岡市証明手数料条例の制定について
- 議案第 127 号 藤岡市租税特別措置法関係手数料条例の制定について
- 議案第 128 号 藤岡市戸籍法関係手数料条例の制定について
- 議案第 129 号 藤岡市道路運送車両法関係手数料条例の制定について
- 議案第 130 号 藤岡市狂犬病予防法関係手数料条例の制定について
- 議案第 131 号 藤岡市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係

手数料条例の制定について

- 議案第 1 3 2 号 藤岡市地区コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 3 号 藤岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 4 号 吏員の退隠料等の改定に関する特別措置条例の制定について
- 議案第 1 3 5 号 藤岡市鬼石総合支所設置条例の制定について
- 議案第 1 3 6 号 藤岡市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 7 号 藤岡市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定について
- 議案第 1 3 8 号 藤岡市、鬼石町の廃置分合に伴う藤岡市税条例の適用の経過措置に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 9 号 藤岡市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 0 号 藤岡市病院事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 1 号 藤岡市国民健康保険鬼石病院使用料手数料条例の制定について
- 議案第 1 4 2 号 藤岡市鬼石保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 3 号 藤岡市デイサービスセンター鬼石の設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 4 号 藤岡市介護老人保健施設鬼石の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 5 号 藤岡市桜山公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 6 号 藤岡市自然活用管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 7 号 藤岡市体験学習館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 8 号 藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

- 議案第 1 4 9 号 藤岡市集落農事集会所の設置及び管理に関する条例の  
制定について
- 議案第 1 5 0 号 藤岡市譲原農産物処理加工施設天神茶屋の設置及び管  
理に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 1 号 藤岡市林業災害対策特別措置条例の制定について
- 議案第 1 5 2 号 藤岡市鬼石用水管理条例の制定について
- 議案第 1 5 3 号 藤岡市特定公共賃貸住宅条例の制定について
- 議案第 1 5 4 号 藤岡市市有住宅家賃使用料条例の制定について
- 議案第 1 5 5 号 藤岡市公園の設置及び管理に関する条例の制定につ  
いて
- 議案第 1 5 6 号 藤岡市鬼石多目的ホールの設置及び管理に関する条例  
の制定について
- 議案第 1 5 7 号 藤岡市国指定史跡譲原石器時代住居跡覆屋の設置及び  
管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 8 号 藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例の制定につ  
いて
- 議案第 1 5 9 号 藤岡市手数料条例等を廃止する条例の制定について
- 議案第 1 6 0 号 財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の全  
部改正について
- 議案第 1 6 1 号 「財政事情」の作成並びに公表に関する条例の全部改  
正について
- 議案第 1 6 2 号 藤岡市奨学資金貸与に関する条例の全部改正について
- 議案第 1 6 3 号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う関係条例の  
整備等に関する条例の制定について

議 長（反町 清君） 日程第 1 8、議案第 1 1 4号藤岡市桜山温泉センターの設置及び管理に関  
する条例の制定について、議案第 1 1 5号藤岡市三波川財産区管理会条例の制定について、  
議案第 1 1 6号旧鬼石町若者定住対策促進条例の規定に基づく奨励措置及び奨励金等の返  
還の経過措置に関する条例の制定について、議案第 1 1 7号藤岡市三波川財産区基金条例  
の制定について、議案第 1 1 8号藤岡市若者定住対策促進基金条例の制定について、議案  
第 1 1 9号藤岡市公共施設整備基金条例の制定について、議案第 1 2 0号藤岡市国民健康  
保険基金条例の制定について、議案第 1 2 1号藤岡市介護老人保健施設基金条例の制定に  
ついて、議案第 1 2 2号藤岡市立鬼石小学校新井文庫基金設置、管理及び処分に関する条  
例の制定について、議案第 1 2 3号藤岡市立鬼石北小学校篤志文庫基金設置、管理及び処

分に関する条例の制定について、議案第124号藤岡市立鬼石中学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第125号藤岡市鬼石公民館青木文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第126号藤岡市証明手数料条例の制定について、議案第127号藤岡市租税特別措置法関係手数料条例の制定について、議案第128号藤岡市戸籍法関係手数料条例の制定について、議案第129号藤岡市道路運送車両法関係手数料条例の制定について、議案第130号藤岡市狂犬病予防法関係手数料条例の制定について、議案第131号藤岡市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の制定について、議案第132号藤岡市地区コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第133号藤岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について、議案第134号吏員の退隠料等の改定に関する特別措置条例の制定について、議案第135号藤岡市鬼石総合支所設置条例の制定について、議案第136号藤岡市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第137号藤岡市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定について、議案第138号藤岡市、鬼石町の廃置分合に伴う藤岡市税条例の適用の経過措置に関する条例の制定について、議案第139号藤岡市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定について、議案第140号藤岡市病院事業の設置等に関する条例の制定について、議案第141号藤岡市国民健康保険鬼石病院使用料手数料条例の制定について、議案第142号藤岡市鬼石保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の制定について、議案第143号藤岡市デイサービスセンター鬼石の設置及び管理運営に関する条例の制定について、議案第144号藤岡市介護老人保健施設鬼石の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第145号藤岡市桜山公園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第146号藤岡市自然活用管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第147号藤岡市体験学習館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第148号藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第149号藤岡市集落農事集会所の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第150号藤岡市譲原農産物処理加工施設天神茶屋の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第151号藤岡市林業災害対策特別措置条例の制定について、議案第152号藤岡市鬼石用水管理条例の制定について、議案第153号藤岡市特定公共賃貸住宅条例の制定について、議案第154号藤岡市市有住宅家賃使用料条例の制定について、議案第155号藤岡市公園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第156号藤岡市鬼石多目的ホールの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第157号藤岡市国指定史跡譲原石器時代住居跡覆屋の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第158号藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について、

議案第159号藤岡市手数料条例等を廃止する条例の制定について、議案第160号財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正について、議案第161号「財政事情」の作成並びに公表に関する条例の全部改正について、議案第162号藤岡市奨学資金貸与に関する条例の全部改正について、議案第163号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、以上50件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) ただいま上程されました議案第114号から議案第163号につきましてご説明申し上げます。

藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う関係条例の制定等について、ご説明申し上げます。本議案にご提案申し上げました案件は、議案第114号から議案第163号までの合計50件でございます。内容につきましては、合併協議の調整方針に基づき、編入する多野郡鬼石町の公の施設、基金、事業等で藤岡市が引き継ぐこととされた事項で、条例を新規制定する藤岡市桜山温泉センターの設置及び管理に関する条例など45件、また、合併協議の調整方針に基づき廃止するもの1件、全部改正するもの3件でございます。議案第163号の藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、鬼石町の編入合併に伴い経過措置規定を加えるなど、本市条例の64件について所要の一部を改正するものでございます。

以上、提案いたしました合併関連条例の制定等についての説明を申し上げますが、各案件の細部につきましては関係部長より説明いたしますので、慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 企画部長。

(企画部長 荻野廣男君登壇)

企画部長(荻野廣男君) 議案第114号藤岡市桜山温泉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴いまして、同町の桜山温泉センターを本市の施設として設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、その設置及び管理に関する事項を規定するものです。また、指定管理者制度の導入及び同時に実施する利用料金の改定につきましては、平成18年9月1日からとの鬼石町との協議が整っており、あわせてその旨を規定するものであります。

次に、議案第115号藤岡市三波川財産区管理会条例の制定について、ご説明申し上げます。

ます。

現在、鬼石町においては、財産または公の施設の管理及び処分を行うことを認められた特別地方公共団体である三波川財産区が設置されており、その取り扱いについては、藤岡市・鬼石町合併協定により現行のとおり存続することとし、財産区が所有する財産は財産区有財産として藤岡市へ引き継ぐと決定されております。本条例は、地方自治法第296条の2第1項、第296条の3第1項及び第296条の4第1項の規定に基づき、三波川財産区の運営についての財産区の住民の意思を反映させるための機関として、財産区管理会を置くことについて規定するものであります。

次に、議案第116号旧鬼石町若者定住対策促進条例の規定に基づく奨励措置及び奨励金等の返還の経過措置に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

鬼石町では、町の重要課題として定住対策を促進するため各種事業を展開してきましたが、その基本事業を定めた鬼石町若者定住対策促進条例による事業は平成17年3月31日をもって廃止となりました。本条例は、鬼石町若者定住対策促進条例第5条の奨励措置及び第6条の奨励金等の返還の規定について該当者が存在するため、経過措置を設けるものであります。

次に、議案第117号藤岡市三波川財産区基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、鬼石町三波川財産区基金を引き継ぎ、藤岡市三波川財産区基金を設置するものであります。主な内容であります。基金として積み立てる額につきましては藤岡市三波川財産区特別会計の予算で定める額とするものであります。次に、処分につきましては、財産区地域住民の福祉向上に資するための事業の財源に充てる場合や運営財源に不足を生じたときの財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができるものとしてあります。

次に、議案第118号藤岡市若者定住対策促進基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、鬼石町ふるさと創生基金を引き継ぎ、藤岡市若者定住対策促進基金を設置するものであります。主な内容であります。基金として積み立てる額につきましては、予算で定める額とするものであります。次に、処分につきましては、旧鬼石町若者定住促進条例に規定する奨励事業の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができるものとしてあります。

次に、議案第119号藤岡市公共施設整備基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

す。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、藤岡市立藤岡中央公民館建設基金、藤岡市立養護学校建設基金、藤岡市郷土資料館建設基金を統合し、藤岡市公共施設整備基金を設置するものであります。主な内容であります。毎年度基金として積み立てる額につきましては、予算で定める額とするものであります。次に、処分につきましては、公共施設の整備や改修に要する財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができるとするものであります。

次に、議案第120号藤岡市国民健康保険基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、両市町の国民健康保険基金を統合し、藤岡市国民健康保険基金を設置するものであります。主な内容であります。基金として積み立てる額につきましては、各年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計に生じた剰余金の全部または一部の額等とするものであります。次に、処分につきましては、保険給付費の増額等により、国民健康保険財政の運営に支障が生じた場合や、その他特別の理由により会計年度内の歳入が歳出に対して不足を生じた場合に限り、基金の全部または一部を処分することができるとするものであります。

次に、議案第121号藤岡市介護老人保健施設基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、鬼石町老人保健施設特別会計財政調整基金を引き継ぎ、藤岡市介護老人保健施設基金を設置するものであります。主な内容であります。基金として積み立てる額につきましては、各年度藤岡市介護老人保健施設特別会計に生じた剰余金の全部または一部の額等とするものであります。次に、処分につきましては、介護老人保健施設財政の運営を確保する財源が不足する場合は、基金の全部または一部を処分することができるとするものであります。

次に、議案第122号藤岡市立鬼石小学校新井文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、鬼石町立鬼石小学校児童図書整備基金を引き継ぎ、藤岡市立鬼石小学校新井文庫基金を設置するものであります。主な内容であります。基金の額につきましては、指定寄附金100万円とするものであります。次に、基金の運用から生ずる収益につきましては、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、新井文庫図書購入費に充てるものであります。

次に、議案第123号藤岡市立鬼石北小学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、鬼石町立鬼石北小学校児童図書整備基金を引き継ぎ、藤岡市立鬼石北小学校篤志文庫基金を設置するものであります。主な内容であります。基金の額につきましては、別表のとおり200万円とするものであります。次に、基金の運用から生ずる収益につきましては、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、篤志文庫図書購入費に充てるものであります。

次に、議案第124号藤岡市立鬼石中学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、鬼石町立鬼石中学校生徒図書整備基金を引き継ぎ、藤岡市立鬼石中学校篤志文庫基金を設置するものであります。主な内容であります。基金の額につきましては、別表のとおり600万円とするものであります。次に、基金の運用から生ずる収益につきましては、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、篤志文庫図書購入費に充てるものであります。

次に、議案第125号藤岡市鬼石公民館青木文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、鬼石町図書整備基金を引き継ぎ、藤岡市鬼石公民館青木文庫基金を設置するものであります。主な内容であります。基金の額につきましては、指定寄附金200万円とするものであります。次に、基金の運用から生ずる収益につきましては、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、青木文庫図書購入費に充てるものであります。

次に、議案第126号藤岡市証明手数料条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、手数料条例を項目ごとに再編し、特定のもののために行う証明にかかる事務等について、徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものであります。主な内容であります。手数料を徴収する事務及び金額につきましては別表のとおり、住民基本台帳法に基づく写しの交付で1件300円等であります。

次に、議案第127号藤岡市租税特別措置法関係手数料条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、手数料条例を項目ごとに再編し、租税特別措置法の規定により申請する者等のた

めに行う事務について、徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものであります。主な内容であります。手数料を徴収する事務及び金額につきましては別表第1、優良宅地造成認定申請手数料、別表第2、優良住宅新築認定申請手数料、別表第3、住宅用家屋証明申請手数料のとおりであります。

次に、議案第128号藤岡市戸籍法関係手数料条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、手数料条例を項目ごとに再編し、戸籍法の規定により申請する者のために行う事務について、徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものであります。主な内容であります。手数料を徴収する事務及び金額につきましては別表のとおり戸籍の謄本もしくは抄本の交付、または磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付で、1通につき450円等であります。

次に、議案第129号藤岡市道路運送車両法関係手数料条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、手数料条例を項目ごとに再編し、道路運送車両法の規定により許可を受けようとする者のために行う事務について、徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものであります。主な内容であります。手数料を徴収する事務及び金額につきましては、別表のとおり臨時運行の許可の申請に対する審査で、1両につき750円であります。

次に、議案第130号藤岡市狂犬病予防法関係手数料条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、手数料条例を項目ごとに再編し、狂犬病予防法の規定により申請する者等のために行う事務について、徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものであります。主な内容であります。手数料を徴収する事務及び金額につきましては、別表のとおり犬の登録及び鑑札の交付で、1頭につき1回3,000円等であります。

次に、議案第131号藤岡市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、手数料条例を項目ごとに再編し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により申請する者等のために行う事務について、徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものであります。主な内容であります。手数料を徴収する事務及び金額につきましては別表のとおり登録票の交付で、1件につき3,000円等であります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 議案第132号藤岡市地区コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、鬼石町が設置している地区コミュニティセンターを藤岡市の地区コミュニティセンターとして10カ所設置するものであります。施設の管理は指定管理者とし、合併前の処分及び指定等にかかる経過措置に関する事項を規定するものでございます。

合併協議においては、鬼石町のコミュニティセンターは公の施設であり、藤岡市における各地区の公会堂等は民の施設であり、財産的には相違がありますが、機能的には同じものであるとの考え方から、合併後は鬼石町のコミュニティセンターを藤岡市における公会堂と同等に取り扱うこととし、緩和策として3年間に限り、市がコミュニティセンター用地の借地料を負担することとなっております。今後につきましては、合併協議に基づき、各地区の区長等と協議を進め、指定管理者の指定を行いたいと考えております。

次に、議案第133号藤岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴う合併協議において、認可地縁団体が所有する不動産等を処分する場合には法人としての印鑑証明書が必要となることから条例を整備することとなりました。このことにより認可地縁団体のさらなる利便を図り、法律行為を保全するためのものでございます。主な内容といたしましては、代表者等の登録資格、登録の申請、登録のできる印鑑、証明書の交付などに関する事項を規定するものであります。

続きまして、議案第134号吏員の退隠料等の改定に関する特別措置条例の制定について、提案理由を申し上げます。

平成18年1月1日の鬼石町との合併に伴い、藤岡市は鬼石町の権利義務を承継しますが、鬼石町を退職した職員で現在の共済年金制度以前の制度による、いわゆる恩給である退隠料を受給している方がおります。この退隠料の額の改定については、恩給法等の規定により改定することとなります。そのため藤岡市において吏員の退隠料等の額の改定に関する特別措置条例を定めるものであります。

続きまして、議案第135号藤岡市鬼石総合支所設置条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、合併前の鬼石町の区域において市長の権限に属する事務の一部を分掌させる支所を設置するためのものです。合併後も合併前の鬼石町と同質の住民サービスが受けられるよう、諸証明書の交付といった窓口事務だけでなく、各部の事務を取り扱う総合支所といたしました。

続きまして、議案第136号藤岡市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、鬼石町における携帯電話の不感地帯を解消するため、現在、鬼石町三波川に設置されている鬼石町移動通信用鉄塔施設3基を編入後も本市の施設として引き続き維持管理する事項を規定するものです。

続きまして、議案第137号藤岡市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、鬼石町で実施されている携帯電話不感地帯の解消事業としての移動通信用鉄塔建設について、鉄塔を使用する通信事業者が分担金及び使用料の徴収に関する事項を規定し、編入の前になされた処分、手続、その他の項について所要の経過措置を設けるものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 議案第138号藤岡市、鬼石町の廃置分合に伴う藤岡市税条例の適用の経過措置に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、法人市民税の法人税割の不均一課税等、編入前の鬼石町の区域内における藤岡市税条例の適用に関する経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第139号藤岡市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定する者に対する市税、固定資産税の課税の特例に関する課税免除の事項を規定するものです。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいます

ようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長(吉澤冬充君) 議案第140号藤岡市病院事業の設置等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

主な内容といたしまして、名称を藤岡市国民健康保険鬼石病院とし、位置を藤岡市鬼石139番地1とする設置事項及び経営の基本となる診療科目・病床数について並びにその他地方公営企業法等との関係法令について規定するものであります。

次に、議案第141号藤岡市国民健康保険鬼石病院使用料手数料条例の制定について、ご説明申し上げます。

藤岡市病院事業として設置する藤岡市国民健康保険鬼石病院において、徴収する使用料及び手数料について必要事項を規定するものでございます。主な内容といたしまして、健康保険法、老人保健法、介護保険法等の規定に基づき、治療等に要した費用及び施設等の使用料・手数料について規定するものであります。

次に、議案第142号藤岡市鬼石保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

主な内容といたしまして、鬼石町にある総合保健福祉センターを藤岡市の施設として位置づけるために新たに制定するものです。この藤岡市鬼石保健福祉センターは、鬼石地区で行う健診等の際に利用する施設として活用するものです。なお、この施設は総合保健福祉センターとしてデイサービスセンターが併設されておりますが、デイサービスセンターは指定管理者制度を導入しております関係から、切り離して別条例で制定をお願いしております。

次に、議案第143号藤岡市デイサービスセンター鬼石の設置及び管理運営に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

現在、鬼石町の総合福祉センターと併設して設置されておりますデイサービスセンターを藤岡市の市有施設として位置づけるために新たに制定するものでございます。このデイサービスセンターは、平成17年8月1日から平成21年3月31日までの間、指定管理者制度を導入して鬼石町社会福祉協議会が管理運営しております。条例の内容につきましては、鬼石町の条例にならって制定いたしますが、休館日と開館日については藤岡市のデイサービスセンター栗須と合わせております。また、附則に経過措置をうたうことにより、編入前の鬼石町で行われた手続、その他の行為が効力を有するよう規定いたしました。

次に、議案第144号藤岡市介護老人保健施設鬼石の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

主な内容といたしまして、鬼石町にある介護老人保健施設を藤岡市の市有施設として位置づけるために新たに制定するものでございます。この条例は、現在の鬼石町で制定している条例にならって制定いたします。この施設は、第3条で規定しておりますとおり、介護老人保健施設サービス、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、居宅介護支援サービスを提供する施設でございます。定員は、施設入所者が45人、通所者が20人となっております。これらは鬼石町の条例と変更のないものでございますが、なお附則において経過措置をうたうことにより、編入前の鬼石町老人保健施設で行われた行為が効力を有するよう規定いたしました。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 経済部長。

（経済部長 戸川静夫君登壇）

経済部長（戸川静夫君） 議案第145号藤岡市桜山公園の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、現在、鬼石町三波川地区内に設置されている、広さ23.4ヘクタールの桜山公園を編入後も本市の施設として引き続き維持管理するための必要な事項を規定するものでございます。

続きまして、議案第146号藤岡市自然活用管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例は平成16年12月9日、鬼石町において制定されたものであります。このほど鬼石町が藤岡市に編入されることに伴い、本事務を継承するため藤岡市自然活用管理センターの設置及び管理に関する条例として制定するものであります。本条例の内容であります。神流湖周辺地域全体の観光農林漁業の振興を図るため設置した藤岡市自然活用管理センターの設置及び管理に関する必要な事項を定めたものでございます。

続きまして、議案第147号藤岡市体験学習館の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例は平成17年9月14日、鬼石町において制定されたものであります。このほど鬼石町が藤岡市に編入されることに伴い、本事務を継承するため藤岡市体験学習館の設置及び管理に関する条例として制定するものであります。本条例の内容であります。地域資源及び潜在能力を最大限に活用し、地域内外の多世代の住民がともに学び交流する中核拠点としての役割を果たし、地域の活性化と定住人口の増加を図るため設置した体験学習館の設置及び管理に関する必要な事項を定めたものでございます。

続きまして、議案第148号藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例は平成17年9月14日、鬼石町において制定されたものであります。このほど鬼石町が藤岡市に編入されることに伴い、本事務を継承するため藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例として制定するものでございます。本条例の内容であります。山村地域の住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、創造活動、研修、集会、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることができる拠点として設置した施設の設置及び管理に関する必要な事項を定めたものでございます。

次に、議案第149号藤岡市集落農事集会所の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例は平成17年9月14日、鬼石町において制定されたものでございます。このほど鬼石町が藤岡市に編入されることに伴い、本事務を継承するため藤岡市集落農事集会所の設置及び管理に関する条例として制定するものでございます。本条例の内容であります。農業集落における営農の改善、生産の組織化及び集落機能の活性化等を進めるために必要な集会、地元の女性による農産物の加工及び研修等を行う施設として設置した平・根際農事集会所の設置及び管理に関する必要な事項を定めたものでございます。

次に、議案第150号藤岡市譲原農産物処理加工施設天神茶屋の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例は平成17年9月14日、鬼石町において制定されたものであります。このほど鬼石町が藤岡市に編入されることに伴い、本事務を継承するため藤岡市譲原農産物処理加工施設天神茶屋の設置及び管理に関する条例として制定するものでございます。本条例の内容であります。遊休農地の解消、農家所得の向上、都市住民との交流、山村風景等の維持・回復及び就業等の場の確保を図り、山村地域の活性化を推進するために設置した天神茶屋の設置及び管理に関する必要な事項を定めたものでございます。

次に、議案第151号藤岡市林業災害対策特別措置条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例は昭和57年12月20日、鬼石町において制定されたものであります。このほど鬼石町が藤岡市に編入されることに伴い、本事務を継承するため藤岡市林業災害対策特別措置条例として制定するものであります。本条例の内容であります。災害を受けた人工林にかかわる災害跡地復旧造林等を行う森林所有者に対して補助金を交付し、林業生産力の維持及び林業経営者の安定を図ることを目的と定めたものでございます。

次に、議案第152号藤岡市鬼石用水管理条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例は平成12年3月22日、鬼石町において制定されたものであります。このほど

鬼石町が藤岡市に編入されることに伴い、本事務を継承するため藤岡市鬼石用水管理条例として制定するものであります。本条例の内容であります。鬼石町が群馬県より三波川の水利権を取得し、取水施設を設け、その効果的な運営を図ることを目的とし、使用制限、手続及び使用料等を定めたものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第153号藤岡市特定公共賃貸住宅条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、鬼石町の宮本団地に4戸あります中堅所得者向け公営住宅を管理運営するに当たり、条例の制定を行うものであります。当住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき設置したものであり、その認定基準により平成16年に建設されたものであります。

次に、議案第154号藤岡市市有住宅家賃使用料条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、鬼石町の思川団地に1戸あります公営住宅法によらない市有住宅の使用料に関する事項を規定するものであります。当住宅は、公営住宅法に基づき設置されたものが、平成7年12月に火災になったため用途を廃止し、平成8年8月に別途整備したものであります。

次に、議案第155号藤岡市公園の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、都市計画区域外にあるため藤岡市都市公園として管理することができない小平河川公園、金丸ホタルの里及び三波石峡公園の3公園を藤岡市公園として、その設置及び管理等に関する事項を規定するものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 教育部長。

（教育部長 中島道夫君登壇）

教育部長（中島道夫君） 議案第156号藤岡市鬼石多目的ホールの設置及び管理に関する条例の制

定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、同町の多目的ホールを本市の施設として設置するために設置及び管理に関する事項を規定するものであります。

続きまして、議案第157号藤岡市国指定史跡讓原石器時代住居跡覆屋の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

讓原の住居跡は昭和23年12月18日に国の指定を受けております。その後、遺構を保護保存するために平成7年度に国庫補助金を受け、覆屋を建設いたしました。建物は鉄筋コンクリートの平家づくり、面積53平方メートルで、温湿度連動型換気扇や音声設備などを備えた施設でございます。鬼石町との合併により、施設を教育委員会が引き継ぎ、遺跡跡の保護保存、公開を行うために条例を定めるものでございます。

続きまして、議案第158号藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本市では生涯スポーツの普及振興を図るため、市内小学校・中学校の施設整備を学校教育に支障のない範囲で児童・生徒のほか、広く地域の住民の方々にも登録制で利用されております。今回、制定する内容といたしましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、現在の藤岡市立学校体育館使用条例を廃し、学校の校庭及び体育館を学校体育施設と位置づけ、合併後においても地域住民の方々にも開放できるよう本条例の制定をお願いするものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 議案第159号藤岡市手数料条例等を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

この6つの条例を廃止する条例は、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴う協議において、廃止すべき条例と判断されたものです。まず、第1項の藤岡市手数料条例は、藤岡市証明手数料条例外5条例に再編するため廃止するものです。第2項の藤岡市住居表示審議会条例は、藤岡市、鬼石町ともに住居表示が実施されていないことから廃止するもので、今後必要がある場合は任意の組織を構成し、対応していきたいと思っております。第3項の藤岡市条例の左横書きに関する特別措置条例は、昭和38年以前に施行された条例を左横書きにするため制定した特別措置条例であり、既にその役割を終えていることから廃止するものです。

第4項の藤岡市いぶし瓦ガス焼成炉装置設置資金融資促進条例及び第5項の藤岡市中小企業共同施設資金融資条例は、ともに今後も需要の見込みがなく、他の融資制度で対応が可能であり、廃止するものであります。第6項の藤岡市農家労働力対策事業連絡員設置条例は、昭和30年代の高度経済成長期の農家労働力の他産業部門への流出等の諸課題に対し、農家における就業構造の改善促進を図ることを目的に制定したものです。既にその役割を終えていることから廃止するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 議案第160号財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正について、ご説明申し上げます。

本条例の全部改正につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、改正するものであります。主な内容であります。毎年度基金として積み立てる額につきましては、予算で定める額及び各年度において一般会計の歳入歳出の決算剰余金を生じた場合、当該剰余金のうち市長が定める額とするものであります。次に、処分につきましては、災害により必要が生じた経費の財源とする場合や経済事情の変動等による財源不足を補填するための財源とする場合などに限り、基金の全部または一部を処分することができるものとしてあります。

次に、議案第161号「財政事情」の作成並びに公表に関する条例の全部改正について、ご説明申し上げます。

本条例の全部改正につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、改正するものであります。主な内容であります。公表につきましては歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高、住民負担の状況等とするものであります。次に、公表の期日につきましては、毎年6月1日及び11月1日とするものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 教育部長。

（教育部長 中島道夫君登壇）

教育部長（中島道夫君） 議案第162号藤岡市奨学資金貸与に関する条例の全部改正について、ご説明申し上げます。

本条例の全部改正につきましては、多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入する

ことに伴い、所要の改正を行うとともに、社会情勢の変化や多様化する進学先に対応できる条例の改正となっております。貸与金額について申し上げますと、今まで藤岡市では高等学校が月額2万円以内、大学が4万円以内でしたが、今回の改正では新たに専修学校を加え、高等学校・高等専門学校、月額2万円以内、大学4万円以内、専修学校で高等課程が2万円以内、専門課程が4万円以内となっております。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 議案第163号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

まず、第1条、藤岡市表彰条例の一部改正は、表彰基準に規定された在職年数について、鬼石町において規定の職に在職した期間があるときは在職期間とみなす経過措置を設けるものであります。次に、第2条、藤岡市職員退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正は、毎年度基金として積み立てる額は一般会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合、市長が定める額とすることの規定を設けるものであります。次に、第3条、藤岡市立藤岡第一小学校、藤岡市立藤岡第二小学校辻田文庫基金設置、管理及び処分に関する条例から、第8条、藤岡市立図書館篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例までの6条例の一部改正は、基金に属する現金を有価証券に代えることができる規定を設けるものであります。

第9条、藤岡市鈴木社会体育基金設置、管理及び処分に関する条例の一部改正は、鬼石町社会体育振興整備基金の設置、管理及び処分に関する条例と統合し、基金に属する現金を有価証券に代えることができる規定を設けるものであります。次に、第10条、藤岡市土地開発基金条例の一部改正は、基金の額を改め、基金に属する現金を有価証券に代えることができる規定を設けるものであります。次に、第11条、藤岡市税外諸収入に対する督促及び延滞金徴収条例の一部改正は、延滞金の加算及び徴収方法は藤岡市税条例の例によるものとするものであります。

次に、第12条、藤岡市特別会計設置条例の一部改正は、新たに介護老人保健施設特別会計及び三波川財産区特別会計を加えるものであります。次に、第13条、藤岡市公告式条例の一部改正は、新たに藤岡市鬼石総合支所掲示場を加えるものであります。次に、第14条、藤岡市議会議員及び藤岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正は、引用条文の項を改めるものであります。次に、第15条、藤岡市情報公開条例の一部改正は、情報の公開を推進するため、個人に関する情報は公開しないこととでき

る情報に該当するが、原則的に公務員の職務の遂行にかかる情報に含まれる当該公務員の職及び氏名を例外として認める規定を設けるものであります。

次に、第16条、藤岡市個人情報保護条例及び第17条、藤岡市行政手続条例の一部改正は、鬼石町条例によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例によりなされたものとみなす所要の経過措置を設けるものであります。次に、第18条、藤岡市区制設置条例の一部改正は、新たに鬼石町の23行政区を加えるものであります。次に、第19条、藤岡市職員定数条例の一部改正は、新たに公営企業の事務部局の職員を加えるものであります。次に、第20条、藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、三波川財産区に設置される財産区管理委員会委員と地域審議会委員の報酬を加えるものであります。

次に、第21条、藤岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正は、庶務の所管を変えるものであります。次に、第22条、藤岡市旅費支給条例の一部改正は、鉄道運賃の支給について支給規定を見直すものと、陸路行程100キロメートル未満の庁用車使用の場合には日当を支給しないとするものであります。次に、第23条、藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、医療業務に従事する職員の手術手当等の特殊勤務手当を加えるものであります。次に、第24条、藤岡市職員の定年等に関する条例の一部改正は、定年の規定に、ただし書きとして医師の定年を加えるものであります。次に、第25条、藤岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、減給処分の率を労働基準法で定める率に改めるものであります。

次に、第26条、藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例から第28条、藤岡市職員の育児休業等に関する条例までの3条例の一部改正は、鬼石町条例のそれぞれの規定によりなされた承認について、所要の経過措置を設けるものであります。次に、第29条、藤岡市交通指導員設置条例の一部改正は、定数改正及び任命の規定にただし書きを加えるものと、鬼石町条例に規定された交通指導員の任期に関する取り扱いの経過措置を設けるものであります。次に、第30条、藤岡市防災会議条例の一部改正は、委員の定数を改めるものであります。次に、第31条、藤岡市災害対策本部条例の一部改正は、引用条文の項を改めるものであります。次に、第32条、藤岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正は、団員の定数を改めるものであります。

次に、第33条、藤岡市印鑑条例の一部改正は、鬼石町でなされた印鑑登録、登録証の交付等の取り扱いについて、編入後、本市に引き継ぐため所要の経過措置を設けるものであります。次に、第34条、藤岡市国民健康保険条例の一部改正は、国民健康保険診療施設である鬼石町病院を継承するため、保健事業の規定に病院の設置を加えるものであります。次に、第35条、藤岡市国民健康保険税条例の一部改正は、鬼石町の住民に対する取

り扱いについて所要の経過措置を設けるものであります。次に、第36条、藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正は、鬼石町における支給対象者にかかる取り扱いについては、平成17年度に限り従前の例とする経過措置を設けるものと、平成18年4月1日より支給対象者の範囲を広げるものであります。

次に、第37条、藤岡市浄化槽清掃業の許可に関する条例の一部改正は、鬼石町条例によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例によりなされたものとみなす所要の経過措置を設けるものであります。次に、第38条、藤岡市廃棄物の処理、清掃に関する条例の一部改正は、審議会委員の定数を改めるとともに、鬼石町条例によりなされた許可等は、この条例によりなされたものとみなす経過措置を設けるものであります。次に、第39条、藤岡市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正は、法改正に伴う字句の改正であります。次に、第40条、藤岡市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正は、鬼石町の福祉作業所を加えるとともに、鬼石町条例によりなされた許可等は、この条例によりなされたものとみなす経過措置を設けるものであります。

次に、第41条、藤岡市近年難病患者見舞金支給条例の一部改正は、鬼石町において見舞金を受けていた者に対する取り扱いについて、所要の経過措置を設けるものであります。次に、第42条、藤岡市介護保険条例の一部改正は、鬼石町の住民に対する取り扱いについて、所要の経過措置を設けるものであります。次に、第43条、藤岡市保育所条例の一部改正は、「保育所」を「保育園」に改め、鬼石町の1園を加えるとともに、鬼石町条例によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例によりなされたものとみなす所要の経過措置を設けるものであります。次に、第44条、藤岡市企業誘致促進条例の一部改正は、鬼石町で行った工場設置奨励金に対する取り扱いについては従前の例とする経過措置を設けるものであります。

次に、第45条、藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部改正は、貸し付けを受ける資格について、鬼石町中小企業者においても有資格者となるよう所要の経過措置を設けるものであります。次に、第46条、藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正は、鬼石町条例において締結された利子補給に関する契約の取り扱いについて引き続き行うため、所要の経過措置を設けるものであります。次に、第47条、藤岡市勤労者生活資金融資条例の一部改正は、鬼石町の区域に住居、または勤務する勤労者、居住期間及び勤務期間について所要の経過措置を設けるものであります。次に、第48条、藤岡市農業近代化資金融通特別措置条例の一部改正は、鬼石町で認定されている農業近代化資金助成法に基づく資金の融通に対する利子補給を引き続き行うため、所要の経過措置を行うものであります。

次に、第49条、藤岡市農業災害対策特別措置条例及び第50条、藤岡市火入れに関する

る条例の一部改正は、鬼石町条例によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例によりなされたものとみなす所要の経過措置を設けるものであります。次に、第51条、藤岡かんがい排水施設設置及び管理に関する条例の一部改正は、頭首工の位置表示を改め、指定管理者制度への移行による管理の規定を変更するものであります。次に、第52条、藤岡市道路占有料徴収条例の一部改正は、鬼石町条例によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例によりなされたものとみなすものであります。また、平成18年度の間限り、鬼石町の区域内における占用料については附則別表のとおりとする所要の経過措置を設けるものであります。

次に、第53条、藤岡市公共物使用等に関する条例の一部改正は、平成18年度までの間限り、鬼石町の区域内の公共使用料のうち、附則別表に掲げる種別の使用料については附則別表のとおりとするものであります。また、鬼石町条例によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例によりなされたものとみなすとともに、罰則の適用についても所要の経過措置を設けるものであります。次に、第54条、藤岡市市営住宅設置条例の一部改正は、鬼石町の町営住宅9団地を加えるものであります。次に、第55条、藤岡市市営住宅管理条例の一部改正は、鬼石町条例によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例によりなされたものとみなす所要の経過措置を設けるもの及び字句の改正であります。

次に、第56条、藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正は、鬼石町の3施設を加えるとともに、鬼石町条例によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例によりなされたものとみなし、また、平成22年度までの間限り、鬼石町の2施設の取り扱いは従前の例とする経過措置を設けるものであります。次に、57条、藤岡市都市公園運動施設管理条例の一部改正は、別表第2陸上競技場使用料表の個人使用料の欄を削るものであります。次に、第58条、藤岡市立学校設置条例の一部改正は、鬼石町の小学校2校、中学校1校を加えるものであります。次に、第59条、藤岡市社会教育委員設置条例の一部改正は、委員の定数を改めるものであります。次に、第60条、藤岡市公民館設置条例の一部改正は、鬼石公民館を加えるとともに、職員数及び運営審議会委員数を改めるものであります。

次に、第61条、藤岡市青少年問題協議会条例の一部改正は、委員の定数を改めるものであります。次に、第62条、藤岡市学校給食センター設置条例の一部改正は、調理場の名称及び運営委員会の委員の定数を改めるとともに、平成17年度に限り、鬼石町の区域内における学校給食共同調理場に関する取り扱いは従前のとおりとするものであります。次に、第63条、藤岡市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正は、委員定数を改め、平成20年の一般選挙から適用するものであります。次に、第64条、藤岡市農

業委員会の委員の選挙区設定及び選挙区ごとの委員の定数条例の一部改正は、第2選挙区に鬼石町の6地区を加え、それぞれの選挙区の委員定数を改めるものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第114号から議案第163号まで総括質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第114号から議案第163号までの50件については、議員全員の構成による合併関連議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第114号から議案第163号までの50件については、議員全員の構成する合併関連議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました合併関連議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議員全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議員全員を合併関連議案審査特別委員に選任することに決しました。

第19 議案第164号 藤岡市の市の木、市の花の一部改正について

議長（反町 清君） 日程第19、議案第164号藤岡市の市の木、市の花の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 議案第164号藤岡市の市の木、市の花の一部改正について、ご説明申し上げます。

本議案は、平成18年1月1日から藤岡市に鬼石町が編入合併されるに当たって、合併

協議会において協議されてきた市の木、市の花について、鬼石町で制定されている町の木、町の花を藤岡市の市の木、市の花に加えるよう告示の一部を改正するものであります。

以上、簡単であります、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第164号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第164号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第164号藤岡市の市の木、市の花の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第164号は原案のとおり可決されました。

## 第20 議案第165号 ららん藤岡の指定管理者の指定について

議長（反町 清君） 日程第20、議案第165号ららん藤岡の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 議案第165号ららん藤岡の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。ららん藤岡については、現在の管理受託者である株式会社藤岡クロスパークを指定候補者といたしました。選定理由といたしましては、ららん藤岡の設置目的、第三セクターである株式会社藤岡クロスパークの設立経緯、指定管理者制度導入の効果等を踏まえ、政策的見地やこれまでの管理実績等を総合的に勘案をいたしまして、今後においても利用者へのサービス、経費削減等の事業効果が期待できるものとするものであります。藤岡市公の施設にかかる指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第3号の規定、「市長等が当該施設の適正な管理を確保するために特に必要と認めるとき」に該当するものとして、公募によらず選定したものであります。

指定候補者の所在地は、藤岡市中1131番地8、指定期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間であります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4番（湯井廣志君） 議案第165号の関係なのですが、指定管理者制度、これは直営でなく指定管理者に委託するという事で提案されております。ただ、これは藤岡市長が代表取締役をしている、自分から自分に出すような仕事でございますが、本来、指定管理者制度というのは公募が主ですね。公募を主体として選定したのならいたし方ないことなのでございますけれども、なぜ公募を主体として選定しなかったのか、それを第1点でお伺いいたします。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

ららん藤岡の市の施設の管理についてどういうことがよいのか、検討を重ねてまいりましたが、施設運営の一体性や事業展開の一体性、ららん藤岡の設置の目的、受託団体の設立の経緯などの総合的な観点から非公募といたしました。市としては、ららん藤岡の全体施設の構想を考えて、その中に市の施設として農産物直売所などの産地形成施設や花の交流館、高速バス停車場、ふれあい広場、修景広場、屋外トイレなどを設置し、あわせて藤岡市、あるいは商工会議所等が出資し、株式会社藤岡クロスパークを設立し、株式会社藤岡クロスパークが市の損失補償を受けながら借入れを行い、商業施設を建設しております。この市の施設と商業施設の全体が、ららん藤岡として一体となった施設になって

おります。こうした状況や経緯を考慮して非公募と考えたものであります。

議長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） このらん藤岡の中にたくさんの複合施設があるということですが、この中で公募として委託できる内容のものはなかったのか、そこまで恐らく検討していると思いますが、このすべてのものが委託できなかったのか、その点をお伺いいたします。

議長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

法律の改正によりまして管理の委託をすることができなくなり、指定管理者制度が導入をされているわけでありまして。したがって、指定管理者制度にするのか、あるいは直営でやるのかという選択になってくると思います。そうした中で、指定管理者制度の方を市としては導入したということでございます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 私はこの中で、例えば駐車場にしても委託できるものが多々あるのではないかと質問したわけでございます。検討した中で全体的にできないということになれば、代表取締役の関係でお伺いいたしますが、市長が市長の会社に出すというような格好になっておりますので、この代表取締役をおりて変更する気はあるのか、それを最後にお伺いいたします。

議長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） 市長が社長を兼ねていることについてということでございますが、法律的な面から申し上げます。指定管理者の指定は行政処分的一种とされております。地方自治法第234条の契約の締結に関する規定は適用されないところでございます。指定管理者は、市の管理権限を代行するが、請負にも該当しないと解釈されているところであり、地方自治法の兼業禁止の規定も適用されませんので、法律的には問題がないというふうに考えてございます。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 今、湯井議員から、市が市長として発注し、指定管理者として株式会社藤岡クロスパークが受ける、その社長を市長がしているということなのですが、市長と社長と言葉は違いますが同一人物だというご指摘だというふうに思います。今、企画部長の方から法律的には問題ないというふうに答えましたけれども、これは私のまだ社長としての考え方でございまして、株主もいらっしゃいますし、これからいろいろ考えていかなければいけないというふうには思っております。

そこで、私はかねてから農業振興株式会社、そして株式会社藤岡クロスパークの両方の社長をやっておりますので、あそこのららん藤岡全体を考えたときに農業振興株式会社の社長、株式会社藤岡クロスパークの社長というのではなくて、経費の節減を図る上でもその双方を統合できないものだろうかということも一つ考えがございませう。そして、統合した上で、ららん藤岡という全体を管理するに当たってだれが社長というのですか、市長が社長をやっているのを市長として社長をやらぬということになれば、新たな民間のいろいろな活力の発想を出せる社長というのも常勤として置いておく必要があるのではないかとというようなことも考えております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 清水保三君。

20番（清水保三君） なかなかわかりづらぬ問題で、今、湯井議員が言ったように市長が指定管理者になるということは、いろいろな問題が出てくると思うのです。例えば株式会社藤岡クロスパークに不都合が出たときに、自分から自分にそれは改善しろとか、やめろとかというようなことができるのか、どうなのか。だから、その重複の問題はとても大変な問題だと私は思っているのです。

それと同時に、なぜ募集しなかつたのか、今、企画部長が答弁したようですけれども、どうもわかりづらぬ。本来なら地方自治法第244条で指定管理者制度を目指すというやり方をとっているはずなので、当然これは、企画部長の答弁は間違っていないというふうには思うけれども、いずれにしてもわかりづらぬという点が1つです。

それから、今度の債務負担行為の中でも2,000万円が補正されているわけです。今までに2,200万円出ていたわけですがけれども、200万円削った。そうすると、その2,000万円の債務負担行為の中はどのような計算式で成り立っているのか。どういう中身で2,000万円が必要なのか、その辺のところを伺っておきたいと思うのです。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 指定管理料の内容について申し上げます。

実質的には、花の交流館の花の展示にかかわる経費でございます。内訳としては、平成18年度の計画では展示用の花で1,155万円、パート等の人件費で522万円、資材造作費で123万円、水道光熱費で200万円の合計2,000万円という計画でございます。

議長（反町 清君） 清水保三君。

20番（清水保三君） 花の交流館が一番あそこのガンになっているというふうにも言えると思うのです。今、部長の答弁ではそのような感じを受けたのですけれども、あれをむしろ民間

に、2,000万円をかけなくてもできるようなものはないのか、どうなのか。その辺のところも大切な問題だと思うのです。将来にわたってこれは金くいだというようなことを見通すなら、一体この処分を考えなければいけないのではないか。例えば市民が使うホールとかに変えていくとか、そういうようなことにすれば、ららん藤岡に対する特別な負担をしなくても済むのだらうという気がするのです。

それから、決算書なんかは議会に諮って出ているわけですがけれども、予算の面でどういうふうに具体的にやっていくのだというような面もこれからは議会の方に提出しなくてはならないというふうに私は思っています。その辺のところ、もう1つ、決算書はあそこへ提示されていますけれども、決算書なんかは議会の議決案件にしていくということも大事ではないかと思うけれども、先ほどの市長が管理者になるという問題と、もう1つ、今の問題を伺っておきたいと思えます。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時31分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

まず、1点目の花の交流館の目的を変えたらどうかという関係でございますが、花の交流館という当初の設置目的でありますので、この辺は今、当初のとおり尊重して運営していこうというふうに考えているところであります。

次に、市長が社長を兼ねていることにつきましては、先ほど答弁をいたしました。指定管理者は行政処分の一環でありますので請負には該当しない、したがって、兼業禁止の規定にも適用されませんので、法的には問題がないというふうに考えております。

次に、収支の決算書のことについて申し上げます。指定管理者については、地方自治法の中で「指定管理者は毎年度終了後、管理業務に関して実績報告書を当該地方公共団体に提出しなければならない。」というふうに定められております。したがって、管理者は市に対して管理業務の実施状況、収入の状況、支出の状況などを報告することになってございます。ただ、議会への提出につきましては、この地方自治法の中では定められておりません。したがって、この収支の報告書の関係については、法に定められている中での手続きを行ってまいりたい。ただ、株式会社藤岡クロスパークにつきましては、決算書につきましては地方自治法の施行規則の中の定めによりまして、従来、議会の方へ示していたもので

あります。

以上でございます。

議長（反町 清君） 清水保三君。

20番（清水保三君） 決算書は議会の方へ特別に出さなくてもそれは法律違反ではないという解釈かもしれませんが、とにかくこんな大きなお金を出してつくった施設ですから、当然議会の中での承認案件にしていくべきだというふうに思うのです。予算書もちろんそうです。予算についてもどういうふうに取り組んでいきますという中身が予算書の中に盛られてきていると思うのです。そういう意味から考えても予算・決算は必ず議会の承認案件にしていくということが大事だというふうに私は思うのです。そういう意味から、どうしてもこの問題、私は理解しづらいという点で賛成できません。

以上です。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6番（三好徹明君） ららん藤岡の指定管理者についてでございますけれども、過日、議員説明会でもこのららん藤岡のことについては何度か意見を申し上げました。約6年前に発足して今日に至っているわけですが、何度となくこの本会議でも指摘してまいりましたが、当初からこのららん藤岡の計画自体が、その後の推移を見れば明らかのように順風満帆とはいかなかった。当初の第三セクターがこれを運営管理していく、変則的にそれぞれ所有する建物が株式会社藤岡クロスパークであったり藤岡市であったり、そういうところに随分無理があったわけであります。その中心施設である花の交流館については、当初の企画の中に位置づけしたものが、今や全くその中心施設としての役割を果たしていないというのが現状であります。

そこで、再三にわたって私が今回の指定管理者制度につきましても、先ほど来出ている公募によって不特定多数の民間の会社にこれを委託したらどうかということでありますけれども、一体性であるとか、歴史的な経緯だとか、さまざまな理由をおっしゃっておりますけれども、実際には株式会社藤岡クロスパークを切り離すことができないほど一体となっているわけです。ですから、非現実的な議論をしても、これはいかんともしがたい、ほどこしようがないのが現実だと私も思っております。

そこで、まずこのららん藤岡を再生するためにはどうなのかということは、株式会社藤岡クロスパーク、藤岡市がそれぞれ持っている各所有関係、権利関係を一たんきれいにする、こういう努力を研究しなければだめなのです。そうすれば、改めて公募制を適用してA社、B社、C社、D社に指名することができますけれども、今の段階で例えばららん藤岡の運営管理について、ビジネスとしても魅力のあるような施設であるというためには、その権利関係を整理しなければだめですよ。そうしなければ、どんなに騒いでも株式会社

藤岡クロスパークはやらざるを得ない。赤字であろうが黒字であろうがやっていかなければならないのです。

ですから、今までの債務、藤岡市が負っている県から目的外使用にはいけないというようなららん藤岡の花の交流館の途中返済、あるいは株式会社藤岡クロスパークが所有している建物の権利関係の整理、これらを整理して平らにしてから物事は進むのだと思います。ですから、株式会社藤岡クロスパークでも結構なのですよ。そういう公平公正な競争のもとに、ここでもって利益を出していくメリットがあればみんな手を挙げますよ。そのためには中心施設である花の交流館が、がんじがらめに縛られてしまってほかに転用できないという大きなネックがあるためにらん藤岡は再生できない。

毎年、幾ら絞っても二千数百万円のお金が出て行って、ちなみに議員説明会での答弁では、花の交流館の債務が解消するのは7年後だという答弁がありました。7年間、二千数百万円、単純計算しても1億数千万円の持ち出しがされていくのです。手の打ちようのない花の交流館は、今、見てごらんください。当初の目的に沿った施設ですか。ごった煮のようなさまざまなものを展示して、何が何だかわからない状態になっている。物と人と情報の交流の場としての中心施設であると高らかにうたった理念なんか、どこかへ飛んでいってしまっている。これが実態ですよ。幾らここで議論しても、行ってみればわかります。

議長（反町 清君） 質問は簡明にお願いします。

6 番（三好徹明君） ですから、私は、ここで指定管理者制度を導入するのであれば、仮に3年間株式会社藤岡クロスパークに出さざるを得ないのであれば、この間に今、言ったことを整理して、次の3年後には本当の指定管理者制度が生きるような、そしてらん藤岡が再生するような、第三セクターの株式会社藤岡クロスパークを民間にする方法はないのですか。まず、それを第1点にお伺いします。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 第三セクターであります株式会社藤岡クロスパークを純粋な民間会社にする方法はないのかということでございますが、株式会社藤岡クロスパークについては、その出資を行っている者が藤岡市、商工会議所、それから藤岡市内にある金融機関、多野藤岡農協が出資をし、この会社を設立いたしております。第三セクターは市がかかわるということでもありますから、市の出資を引き受け手がいる、また、この株式会社藤岡クロスパークについては、市として損失補償をいたしております。この損失補償の処理、この2点の処理ができないと、実際には民間会社にするのは難しいのかというふうに考えてございます。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6 番（三好徹明君） 今、部長がいみじくも株式会社藤岡クロスパークはその2点について、損失補償であるとか、その他もろもろのことで縛られている、純粋な民間会社はできない、つまり市が保有している50%を超える株式を、言ってみれば引き受け手がいないのです。不良債権と同じようなものです。では、なぜそれを魅力のあるような、引き受け手を探すというのは、今、私が言ったように諸権利関係を整理して、引き受け手が生きるといった環境をつくらなければいけないのです。ですから、私が再三にわたってこの6年間、花の交流館をひっくるめた、あのららん藤岡全体の権利関係をきちんと整理していくための努力を一生懸命研究しなさいということを書いてきたわけです。ところが、いまだに何にもそっちの方面から、研究しながら思い切って踏み込んだ改革をしようとしていない。

今回、この指定管理者制度で株式会社藤岡クロスパークをどうしてもやらなければならないというのはわかりますよ。こんな一体になっていて、離しようがないのだから。それを認めましょう。認めたとしますよ。しかし、それには今後、今、私が言ったようなことを最大限、不退転な気持ちでもってやっていくのだという姿勢を示してください。これは市の長である市長にその決意と、私の言ったことをおっかなびっくりやるのか、踏み込んでやっていくのかの決意を聞いて判断したいと思いますので、これをお聞きして最後の質問といたします。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時42分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） 権利関係というのは花の交流館の縛りの関係で、起債の償還のことかというふうに理解いたしておりますので、その部分についてお答えをいたします。

まず、私どもでも花の交流館、いわゆるららん藤岡関係の地総債事業について繰り上げ償還というのも構想としては考えたことはございます。ただ、しかし、今後の元利償還をしていく上では、その49%の地方交付税の措置がございまして。また、仮に繰り上げ償還をすれば、残っているお金の原資が必要になってまいります。また、従来、元利償還をしました分に対する交付税措置分の返還が生じてくると思います。これは約5億2,000万円ぐらいが想定されるかというふうに思います。

また、この地総債事業の市の一般財源部分については、県として補助の対象になっておりました。当時、県の特別補助金という形で3億2,000万円ほどの補助金をいただい

ております。この3億2,000万円も繰り上げ償還をするということになれば、県に返還を求められることがあると思います。そういう意味では、大変大きな縛りがまだ残っているという状況でございます。

議長（反町 清君） 木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 質問を2点ほどさせていただきます。

ららん藤岡の管理運営につきまして、私は株式会社藤岡クロスパークに限らず民間にさせていただくのがベストだと思います。ただし、条件がございまして、市で四十数億円という巨費を投じたわけですから、ららん藤岡をつくった位置づけをきちんと理解した上で、それに基づいてきちんとした経営をしていただく、これが条件でございます。

そこで、現在、管理運営をしている株式会社藤岡クロスパークなのですけれども、その社長が市長ということで、今後引き続き指定管理ということでまた3年間やっていきたいということなのですけれども、その社長に私は経営面についてお伺いします。現在のららん藤岡の管理運営の状況、この分析をどうしているか。それに基づいて向こう3年間どのような管理運営を目指してやっていくか、お答え願います。

議長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 市長ということでございますが、前段でお答えをさせていただきます。

管理運営の状況ということでございますが、昨年度の上半期と平成17年度の上半期の入場者数、売り上げなどを比較いたしますと、気候の関係もあったと思いますが、少し売り上げが落ちているというのが現状でございます。

今後の3年間ということでございますが、この指定管理者になれば施設の管理に関する権限を代行するわけでございます。したがって、会社としての意識、そういうものを変革してもらい、実質的な経営努力の中でさらなる経費の削減をし、効率的な運営に努めてもらいたい。そして、私どもとしても指定管理者にそのことを期待いたしております。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 株式会社藤岡クロスパークの運営に当たりまして、社長という職を仰せつかっておりますけれども、私は就任後、やはり経費の節減ということを厳しく言っていました。そして、そのことに対しまして努力はしてきているというふうに思っております。ただ、やはりお客さんに大勢入っていただいて各店の売り上げが上がらないと、なかなか管理費としての売り上げが伸びてこないわけでございますので、あのららん藤岡という藤岡市の位置、高速道路に接している、そういった大変重要な施設でございますので、お客さんをしっかり受け入れながら、そして、いろいろな各お店が売り上げを伸ばせる、

こういったものを考えていかなければいけないというふうに思っております。

そして、いろいろなイベントも今、たくさん行っておりまして、年間通してのお客さんも去年来は大分多かったのですけれども、ここへきて少し減っているというふうに思っておりますが、まだまだ伸ばす余地ありというふうに思っておりますので、頑張っていきたいというふうに思っています。

議長（反町 清君） 木村喜徳君。

- 1 5 番（木村喜徳君） 私は、わざわざ社長である市長に答弁をお願いしますというので指名したのは理由があるのです。これから幾つか指定管理ということで出てくるのですけれども、たまたまその当事者がいるのがここで株式会社藤岡クロスパークということだけで聞いているのと、社長という立場、何々会の理事長というのと違って、株式会社の社長ということは、私に言わせれば、理事長とはまた違った意味で社長というのは常勤でなければならないというのが私の考えなのです。ということは、すべてこのらん藤岡の運営状況を把握していただいているのだったら市長は社長として、私は答弁をということで望んだわけなのです。それは非常に残念なのです。

それで、今、私がそういうことを言ったのは、先ほど部長の方から答弁がありましたように、平成15年をピークにして売り上げ・入場者ともこれは減っているのです。特に今年度には激減している、その辺の理由を市長がきちんと社長として把握しているのかを聞きたかったのです。そういうものを把握していなければ、これから適正な運営はできないのではないですか。頑張りたい、頑張りたいと言っている、そう思いませんか。経費を節減しているいろいろな意味でやってきたのは、私はわかります。それは立派な業績です。

けれども、それには限度がある。このらん藤岡というのは、人を呼び込んで、それによってお買い物をしていただくなり、金を落としていただいて運営していく。それを、人を呼び込むということをきちんとした具体案を持って向こう3年間やっていかなければ、ますますこれは、じり貧になってしまうわけです。そこら辺のことを私は、きちんと今の運営内容を把握しているのかということを知りたいのです。残念ながら、あれも部長に答弁してもらうような形だから、多分していないと思うのですけれども、実際、平成17年度の上半期の入場者数とか売り上げ、実際の数字を今、知っていますか。答弁してみてください。

議長（反町 清君） 市長。

市長（新井利明君） 入場者数・売り上げ、上半期の数字については、今、手元に持ち合わせておりませんので、詳細は申し上げられません。

議長（反町 清君） 木村喜徳君。

- 1 5 番（木村喜徳君） 向こう3年間非常に心配になってきましたよね。実際にいろいろな具体策

を考えてくれなくては困るのですけれども、私はららん藤岡については、もう2回ぐらい一般質問させていただきました。そのたびに将来的な計画を聞きますと、具体的なことは一切なくて今のような答弁で終わってしまうわけです。ですが、実際、ららん藤岡というものは市長イコール社長なのですけれども、どんな位置づけをしているのですか。

けさあたり、私、ちょっとららん藤岡を回ってきたのです。何か非常に寂しい感じがするのです。あそこはどちらかというと華やかさが似合うというか、そういう場所を売り物にしているような気がしているのです。そういう意味からしても非常に寂しい。その人員を呼び込むという具体策、先ほど頑張ると言ったのですけれども、どのように具体案というのは持っているのですか。これをきちんと答えていただいて、私はこの株式会社藤岡クロスパークが向こう3年間の管理をしていくのに適しているかどうかというのを判断したいと思いますので、しっかりと答弁していただきたいと思います。

議長（反町 清君） 市長。

市長（新井利明君） 確かに藤岡市のこのインター周辺の中で、ららん藤岡という施設は大変重要なものだというふうに思っております。そこで、私も就任以来、国土交通省に対しましても上信越道下り線からもお客さんが入れるような、そんな構造ができないかということで相談もしております。まだ結論は出ておりませんが、今年度の国土交通省の財務省に対する要望の中にはそういった事業も含まれるというふうに聞いておりますので、そういったことは積極的に交渉していきたいというふうに思っております。

また、非常にお客さんが減ったということに対しまして私も残念だというふうに思っておりますが、高速バス等の利用者は非常に増えております。また、あるお店におきまして非常にお客さんを呼んでいるお店もあるわけでございますので、全体的にやはりお客さんに行きたいというふうに思ってもらえるような施設を配置していかなければいけないというふうに思っております。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 議案第165号ららん藤岡の指定管理者の指定について、質疑をさせていただきます。

この指定管理者指定については企画部長の方から答弁がありましたように、法の改正により委託から指定管理者制度導入か、直営かと、そういったことの解釈で、株式会社藤岡クロスパーク代表取締役新井利明さんに対しての指定については法的には問題ない、そういったものは十分理解をしていますが、議員への答弁の中で新井市長が、株式会社藤岡クロスパーク、農業振興株式会社、両方の社長を兼任していると、そういったことは統合して経費の削減に努めたい、これも私は理解をしています。

ただ、その発言の中、発想力のある人が経営すればいいというような先ほどの壇上に上がっての答弁でございますが、これについては大変理解に苦しみます。株式会社藤岡クロスパークの社長としての一層の責任回避、それと、株式会社藤岡クロスパークにしても農業振興株式会社にしても、専属に務めておられる専務という立場の方のそういう仕事振りまでも否定するような発言であるというふうに私は認識しましたが、この点について発想力のある人が経営すればいいと市長はおっしゃりましたよね。どういう人なのか。それと、そういった有能な人材とはどういった方が有能な人材なのか、答弁を求めますので、よろしくお願いいいたします。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 私は、株式会社藤岡クロスパークの専務、農業振興株式会社の常務、それぞれ現場で頑張ってくれる人の力を否定しているものではありません。私が発想力の持てる人と言ったのは、発想力もしくは行動力と言ったらいいのかもしれませんが、お客さんをお呼びするためにいろいろな株式会社藤岡クロスパークとして営業活動をするとか、例えば観光会社に寄っていただきとか、そういったことの今後お客さんをお呼びするための活動というも自分たちでやらなければいけないのだというふうに思っておりまして、そういう意味で、いろいろなお客さんをお呼びするためのアイデア、こういったものを実行する、そういう常勤の社長の方がいいのではないかというふうに思っているわけでございますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 誤解がないようにということなのですが、この第165号の議案につきましても、これは藤岡市長新井利明市長が株式会社藤岡クロスパークの代表取締役の新井利明さんの方に、同一人物であります。今回これが一番の、政治的な判断の見地からおいてもらって藤岡は株式会社藤岡クロスパークが運営をしなくてはならないのだろうということで議会の方に投げかけているわけでございます。そういった中で、今、市長が答弁したようないろいろな営業活動、そういったものは、この場所の指定管理者で言えば市長自身なわけですか。市長自身では無理なのですか。能力が限界なのですか。単刀直入にお聞きいたしましたので、答弁をお願いします。

議長（反町 清君） 市長。

市長（新井利明君） 私の能力の限界ということをおっしゃいましたが、私はそういうふうに申し上げているわけではありません。もっと株式会社藤岡クロスパークの場所においていろいろと行動ができる人というふうに思っておりますので、そういう意味で、私の能力の限界ということではありません。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） なかなか議論がかみ合わないのですけれども、では発想力のある人というのは、今、ただ市長が頭の中に描いている空想的な人物なのですか。こういう人もいますし、こういう人もいますし、こういう人もいますと、全然具体的なことについて答弁していないではないですか。私は能力は限界ではないというふうに言ったのでしょうか。では、だれなのですか。そういう方がいるのなら、この議案を提出する前にそういった人をきちんと選定してほしかった。指定管理者をこれから議案が可決される前提で出しているのから、その前にそういった市長の思っているような方が頭の中に入っていたら、人選してこの議会に示していただきたかったというふうに私は思いますが、その点については、今現在そういう適当な人はいないということでもいいのか。

それと、3年間という指定の期間なのですけれども、これは当然3年後に、先ほどの三好議員の方の質問にありましたけれども、やる気という言葉に、市長はそうのようにやっていきたいという旨の答弁をしまいましたが、引き続きこれが現状のような状態になった場合についてはどういうふうになるのだろうと、私もひとつ心配している一人でございますし、また、藤岡市長が株式会社藤岡クロスパークの社長ということで兼任しているわけですから、平成21年3月31日まであなたがこの株式会社藤岡クロスパークの社長であるという保証もないわけです。その点についての考え方もあわせてお聞かせ願えればというふうに思います。責任ある回答を示していただきたいというふうに思います。

議長（反町 清君） 市長。

市長（新井利明君） 私は先ほど、まだ株式会社藤岡クロスパークの株主の皆さんにも相談していないし、私の個人的な方向性の考え方ということでお話しさせていただきましたけれども、まだそういう意味で、だれがいいのだという人選は持っておりません。今、私が与えられている責任において指定管理者として受けることができるならば、一生懸命事業の好転のためにも努力していきたいというふうに思っております。

なお、平成21年3月31日までの3年間ということでございますので、ずっと私がやっているかどうか、それは当然わかりません。ただし、与えられた来年4月までの私の任期の中で、指定管理者として指定をいただけるならば、きちんと皆さんに頑張った成果もあらわせるのではないかとというふうに私も一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時17分再開

議 長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（反町 清君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） ららん藤岡の指定管理者の指定について、先ほどからいろいろ議論があるのですけれども、管理委託制度が廃止になって直営か、指定管理者かということでございます。これは当然のことながら地方自治法の改正に伴ってこういった制度が導入されて、その法律に基づいて指定管理者を指定していくということなのでしょうけれども、今の執行部は、地方自治法が改正になったこの本来の趣旨、これはその法律が改正ということですから当然改正の趣旨があるわけですが、それをまずどういうふうに理解をしているのでしょうか、それが1点。

それから、地方自治法第244条の公の施設、いわゆる公の施設と言われる部分は、ひっくるめてららん藤岡と言っているのでしょうかけれども、この中には幾つもの施設があって、公の施設は何があるのか、まずこの辺について答弁をお願いいたします。

議 長（反町 清君） 企画部長。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

指定管理者のこの制度については、公の施設の管理について民間事業者等の活力やノウハウを活用することで経費の削減や利用者のニーズに即応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供ができる、こんなメリットがあるというふうに理解をいたしております。

次に、公の施設にどんなものがあるかということでお答えをいたします。ららん藤岡の中の市の施設でございます花の交流館、産地形成促進施設観光物産館、ふれあい広場、修景広場、高速バス停車場、高速バス利用者駐車場、一般駐車場、第2駐車場、屋外トイレ、調整池、以上であります。

議 長（反町 清君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） そうしますと、上位の法律の変わった趣旨が民間の活力だとか、インターネットなんか調べると、その法律の改正の趣旨は「多様化する住民ニーズに迅速に対応していく」とか、今、企画部長が申されたような、いわゆる民間の合理性だとか、そういったものの中で経費の縮減だとか削減、そういった効果があるのです。それは、したがって住民の利益なのだということなのです。そういうことで上位の法律が変わった。そうなる、なぜ、今までもららん藤岡については株式会社藤岡クロスパークがずっと管理運営をしてきた。それで、その当時からそういうことを言っていた。いわゆる公がやるのではなくて、民間の活力、いわゆる第三セクターとはいえ株式会社だから民間だと、ここにやらせることがこの管理運営、経営がうまくいくのだということ、当時の執行者がそういう

説明をして立ち上げて、今日までやってきた。

では、そうなる、今ここでまた同じ指定管理者を株式会社藤岡クロスパークにかえて、何がかわるのですか。したがって、そのことがこちら側にはっきりとしたものが伝わってこないから、どうも理解ができないというふうに議員説明会でも私は言ったと思うのです。そうしたら、当時の担当課長が一番最後に出てきて、法律が変わったのだと、法律が変わったのだから指定管理者にするのですという答えで、全くよくわからない、理解ができないのです。

そうなる、公の施設が幾つもあるのだということになると、皆さん方は、例えば花の交流館はこういう形で公募してみるのだとか、あるいはアグリプラザはこうしてみるのだとか、観光物産館はこういう形で公募したらどうだとかということを検討してきましたか。何度も何度もそういうことを検討してきて、したがって、こういうことですから株式会社藤岡クロスパークなのだということに当然説明ができるでしょうね。そのことを説明してもらわないと困る。法律が変わったのだから何でも、あそこは全体を株式会社藤岡クロスパークが今まで管理しているのだから、そのまま、また株式会社藤岡クロスパークに管理してもらえばいいのだと、当然そのことは検討してきたのだと思うから、いつ、どこで、どういう議論があったか、きちんとここで答弁をしていただきたい。それが1つです。

それから、ららん藤岡の経営に対して経営方針だとか、いろいろな政策や施策、その辺の意思決定が迅速にできるのだということもメリットの1つなのだということも議員説明会でたしか、おっしゃったと思う。そうすると、今までと全く同じ株式会社藤岡クロスパークが今後も指定管理者としてあの施設を管理していく、今までと同じなのです。今までと同じ株式会社藤岡クロスパークがあつた施設を管理していく、でも、指定管理者制度に移行して改めて指定管理者に株式会社藤岡クロスパークを指定したから、その辺が迅速にできるというのは、どこがどうに変わるのでしょうか。その変わる部分を、改めて指定管理者にこの株式会社藤岡クロスパークを指定したことによって、その辺の意思決定が極めて迅速にいくのだということですから、今までとどういうふうに意思決定の過程が変わってくるのか、この2点について答弁を求めます。

議長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） お答えいたします。

まず、ららん藤岡の中の市の施設について、個別に指定管理者制度の導入が可能かどうか、検討したかということですが、私どもも、ららん藤岡のこの施設はどのような形が指定管理者制度として渡すことが一番いいのか、考えました。ただ、結論としては、やはりこの施設を一体として運営していく方がより合理的なのではなからうかという結論に達したわけでございます。

また、議員から、指定管理者制度になればどこがどのように変わるのかということでございますが、特にこのらん藤岡の市の施設の場合は、従来から管理委託制度で行ってまいりました。その中で、かつ、利用料金制を採用しております。つまり、そこで収入になったものを自分たちとして使用ができるという制度を採用してございます。したがって、指定管理者制度を導入した場合の変化というのは乏しいのかというふうに私も感じてございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、この指定管理者の制度は施設の管理に対する権限が代行できるものでありますから、会社としては、やはり意識の改革や自分としての経営努力、こういうのがはっきりしやすくなるのかというふうに思っております。そういうこの管理者制度の中ではコストを削減したり、管理料を削減したり、社員の意識改革を図ったりしながらサービスの向上にさらに努めてほしい、そういうふうに考えてございます。

議長（反町 清君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 総合的に判断してと言いますけれども、ずっとそういう答弁をしているのですよ。けれども、私が聞いているのは、いつの段階でそういう個別の協議をしてみましたか、そういうことだっというふうに思えば可能だから、したのかどうか。それで、したと言っているのだけれども、具体的にどういうメンバーでどういう議論をして、こういう議論の末、こういう結論になったのだという、そういうものを答弁していただけないわけですよ。結局、もう最初から、ちょっと会って、今まで株式会社藤岡クロスパークがやっているのだから、全体を管理してもらっているのだからその方がいいと、そういう感覚なのですよ。

違うのだとすれば、企画部長は、私どもはいつ幾日にこういうメンバーでこういう協議をして、こうだったと、それで、いつ幾日にはさらにこういう協議をしてこうなって、したがって結論がここに至ったのだと言ってくれないと、何のためにあなた方は仕事をしているのですかということになってしまう。それで結局、株式会社藤岡クロスパーク、民間の会社がやることによって意思決定が早くなると、今までだってこの会社がやっているのではないですか。同じなのではないですか。指定管理者制度に改めて指定したから今度は早くなるのだと、そこがどこがどうに変わるのだと聞いているのですよ。そのことをきちんと答弁してくれないと、質問の答弁になっていないではないですか。

今までだって市長がここの代表取締役、今後もここの代表取締役、何も変わっていないのですよ。でも、上位の法律は、部長が述べたようにいろいろな民間の活力だとか経営のノーハウだとか、あるいは多様な住民ニーズに迅速に対応していく、そのことがこの地域の人たち、大勢の人たちの利益だから、このらん藤岡の管理運営については指定管理者制度を導入するのだと言っているわけでしょう。けれども、聞いていると何も変わらない

のだよ。言葉だけで迅速にいくのだと、ではどこがどういうふうに、株式会社藤岡クロスパークの意思決定機関のシステムは実はこういうシステムでやってきました、今後はこういうシステムでやるから、あるいは、ある種この人に権限を持たせてやるからこの意思決定が迅速に行われるのだと言ってくれないと、何のための指定管理者なのだということになってしまわないですか。

そのことを聞いているので、部長、きちんと私の質問の趣旨に答弁をしていただけませんか。全くわかりませんよ。今までは株式会社藤岡クロスパークの意思決定はこういうシステムでやってきた、けれども今度は指定管理者に改めて、指定管理者制度を導入したからこの人にこういう権限を持たせてこうなのだ、したがっているいろいろな経営の方法だとか経営方針だとかの意思決定がスムーズに迅速に行われるのですよと、こういうことでこの地域の人たちのメリットなのだと言ってくれないと、何のための指定管理者なのか、全く変わらないでしょうと、それは議員説明会のときから再三申し上げていることなのです。

だから、どこがどうに変わるか、きちんと言っただけませんか。私どもはこの指定管理者制度をこういうメリットがあるから導入するのだと言ってくれないと困る。当然のことながら、市長は常駐しているわけではありません。それは病院もそうだし、ここもそうなのです。そんなことはしょうがないので、わかっている。それはやむを得ない。したがって、現場を担当している専務の方にきちんと権限を持たせてやるのだ、ある種の権限を持たせてきちんと迅速にそういう意思決定がなされていくように、そういうふうに変えていきますよと言ってくれるのならわかります。でも、全くその辺は答弁をしてくれないから、同じ答弁の繰り返しなのです。

当然のことながら、これは現場で最前線でやっている専務の方がいろいろな意味で意思決定をしていくのでしょうか。そうすると、今度は株式会社藤岡クロスパークが、例えばアグリプラザはこの指定管理者が今度は、だれにどういうシステムでいろいろな委託といいますか、この運営はこういう方法でやっていきましょう、観光物産館の運営はこういうふうにしていましょう、それからシステムはこういうふうにしていましょうという権限もここが持つというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。これについても答弁をしていただけますか。結局は、みんな市長がそこに直接かわれないという現実の問題があるわけですから、そうすると、当然のことながらいろいろな意味で専務がやるのでしょうか。

それで、1つ聞きますけれども、ここの専務は、私が茂木議員と一緒にいったときに、ここの専務になる前はどこの会社に行っていたのですかと言ったら、NPOの役員をやっていたというのです。どこのNPOですかと聞いたら、藤岡市と極めていろいろな関係のあるプレセールの役員だったそうですよ。そのことを部長は承知していましたか。そのこ

とだけ答弁していただきたい。

議長（反町 清君） 企画部長。

企画部長（荻野廣男君） 指定管理者制度と管理委託制度についての差でまず申し上げます。先ほど、指定管理者制度になった場合、このらん藤岡では私にもあまり変化は感じられないということをお申し上げましたが、具体的に変わるところをまず申し上げます。施設の使用許可につきましては、従来の管理委託では受託者はできません。これは指定管理者制度のもとでは指定管理者が施設の使用許可の権限を有してございます。また、次、農業振興株式会社への運営委託、この部分についてはどうなるかということでございますが、これにつきましても今までも株式会社藤岡クロスパークと農業振興株式会社で業務委託をやってございました。したがって、指定管理者制度になっても現状はこの委託制度のままでございます。

なお、株式会社藤岡クロスパークの専務のNPO云々という部分については、私は正確には把握してございませんので、ちょっとお答えはできません。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第165号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第165号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第165号らん藤岡の指定管理者の指定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立多数であります。よって、議案第165号は原案のとおり可決されました。

第21 議案第166号 藤岡市ゆったり館の指定管理者の指定について

議長（反町 清君） 日程第21、議案第166号藤岡市ゆったり館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇をお願いします。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 議案第166号藤岡市ゆったり館の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本議案は地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。当該施設につきましては3階建ての建物で、1階をゆったり館として利用し、2階と3階を藤岡市社会福祉協議会が事務所として使用しております。このような現状を加味しつつ指定管理者を選定する際に、まず公募とするか、非公募とするかについて検討いたしました。検討した結果、藤岡市社会福祉協議会は現在ゆったり館を運営しており、過去の業績、業務実績から安心安全なサービスを提供できる、建物の構造や設備等を総合的に判断した結果、一体的に維持管理することが防火管理上や経費的にも効率的で効果的である等の理由から、非公募との結論に達しました。

以上の結果から、現在、管理委託している藤岡市社会福祉協議会を指定管理者の候補に選定いたしました。指定期間は平成18年4月1日からの3年間であります。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

清水保三君。

20番（清水保三君） ゆったり館の関係ですけれども、これは収入もあるわけですから277万円出ていたのですけれども、今度の債務負担行為で見ると1,300万円の予算をとるとい形になっています。この最たる理由は何なのですか。大分増えたような気がするのですが、その辺はどう計算式はできているのか。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） ご説明申し上げます。

今、277万円とおっしゃいましたけれども、これは多分利用料とのお間違えではないかというふうに感じておりますけれども、利用料を含めた平成16年度の総事業費でございますが、1,537万2,000円になります。それに対して今回の提案されましたものが1,535万円、指定管理料の予定で1,265万円、これは利用料を削った部分で

1,265万円ぐらいで契約したいということでございますので、債務負担行為は1,300万円お願いしているということでございますので、利用料と全体の事業量の差だと思っておりますが、よろしくお願いたします。

債務負担行為の1,300万円の金額の関係でございますけれども、平成16年度の決算、総事業量ですが、1,537万2,000円の費用を要しております。これには入浴者から入ります利用料273万6,000円を含んだ金額で1,537万2,000円でございます。今年出された計画1,535万円から利用料、ちょっと減りますけれども、270万円を引きますと1,265万円ぐらいがおおむね指定管理料になると思っております。要するに1,300万円以内の1,265万円ぐらいが指定管理料になる予定でございます。それで、債務負担行為が1,300万円という数字が出ているということでございます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 清水保三君。

20番（清水保三君） 結局、全部これは市が保証して藤岡市社会福祉協議会に管理者になってもらってやるという形だと思うのですけれども、これなら指定管理者にしなくたって直営だっているのではないですか。全くその辺のところは私たちにはわからないということです。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） ご承知のとおり、ここはお風呂を楽しんでいただく入浴施設でございます。これを直営ですというのは、私どもはまず指定管理者の条例のときに入口として、市が直接その入浴施設を運営する必要があるかどうかという部分から精査いたしまして、これは民間の指定管理者を指定するのが一番よろしいのではないかとということで指定管理者を選定させていただきました。

以上でございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） 議案第166号について、藤岡市社会福祉協議会に指定管理者ということなことでありまして、この藤岡市社会福祉協議会の人事ピラミッドというのが龍見会長のもとにしっかりとできているということでもあります。こういった中で、私は、シルバー人材センターの方におきましては龍見さんがトップで、こちらは理事長というのですか、そういったような中でいろいろなところへしているということにちょっと心配を持っております。やはり市民のサービス、これは低下しないようにというようなことから見て、どちらかに専念していただく方がより市民へのサービス向上につながるのではないかとこのように思うわけですが、この点について市の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後3時41分休憩

午後3時42分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 過日の議員説明会でもいろいろな話が出ました。その旨は、私の方から伝えさせていただいております。あとは理事長なり会長ですか、その方のご判断になるかと思っておりますので、この間の議員説明会のときに出たいろいろなご指摘の部分はしっかりと伝えさせていただいております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 青柳正敏君。

- 17番（青柳正敏君） 市としても藤岡市社会福祉協議会に交付金というような形で平成17年度予算、当初予算で3,348万1,000円、また、きょうの補正の中でも1,000万円という多額な金額を出すことになっております。そういったことは市として、確かに人事等に直接の介入はできないかと思っておりますけれども、やはり市民はよりよいサービスの提供を期待しているわけでありまして。そういったことからしますと、確かに人望があり、能力があればそれは幾つでも可能かもしれませんけれども、やはり一市民というような市民的立場から考えると、そういった機能の低下を招くのではないかという懸念もされるわけです。

この後の議案第168号においても、やはり今度は高齢者自立センター、こういったことについても指定管理者としてのというようなことがあって、非常に今、多岐にわたってこの藤岡市社会福祉協議会は事業を行っております。そういった中において、丸っきり別個のシルバー人材センター、そういうような形の中で、市が交付金なりを出していないのであれば、これは別に心配がどうかというようなことを言える立場ではありませんけれども、職員の派遣においても局長、また課長の3名ですか、こういったような中で市民からお預かりした予算が使われているわけでありまして、そういった中での指導というものをごどのように考えているのか、この点をしっかりとお聞かせ願いたいと思います。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 理事という立場で私が藤岡市社会福祉協議会の組織には入っておりません。それから、シルバー人材センターの方には、やはり助役と私で理事ということで入っ

ております。その中で私どもで気づいた事柄等については、理事会なり評議員会の中で発言をさせていただいております。議員おっしゃるとおり、いずれにしても「藤岡市」という看板を背負った、頭に「藤岡市」というものがのっておりますので、1人の人が2つの大きな団体の代表を務めること、これがいいか悪いかというと、私、個人的な見解といたしましては、やはり別々な人が専念するのが理想的ではないかというふうには考えております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） 最後でありますので、市長にその点につきましてどのような形の姿勢を持っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 大変貴重なご意見をいただいたというふうに思っております。十分参考にさせていただきます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 議案第166号の関係なのですが、ゆったり館の関係、公共で風呂屋をしているわけでございます。今、民でできるものは民という考えで世の中が進んでいるわけでございます。この現在ある施設をとりあえず藤岡市社会福祉協議会を指定管理者ということですが、将来的にこのゆったり館を廃止する考えはあるのか、その点お伺いいたします。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時48分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 今、1日平均大体60人ぐらいのお客様がお風呂を楽しんでおります。

ほとんどが内風呂がないということでなくて、大きな風呂で環境もいいですから楽しんでいらっしゃる、そういう実情もございます。施設もそれほど古いものではございませんので、存続するのかどうかという極端な質問なのですが、しばらくは維持して楽しんで

でいただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 議案第166号につきまして質疑をさせていただきます。

今回、この選定理由については非公募ということで藤岡市社会福祉協議会、この団体が管理をするという議案でございますが、過日の議員説明会のときにも私は指摘をさせていただきましたが、今回、藤岡市がこの指定管理者制度を導入するに当たって、人事交流という名のもとに市から派遣をされている職員もいます。また、藤岡市社会福祉協議会から市の方に派遣をされている職員もいます。双方が何名ずつおられるのか、お伺いいたします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 藤岡市社会福祉協議会へは藤岡市から事務局長ほか課長職が2名、合計3名になりますが、藤岡市社会福祉協議会から1名人事交流ということで交流しております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 市から派遣が3名、藤岡市社会福祉協議会からの交流が1名ということをやっておりますが、そういった中で、今回この指定管理者の指定をすることによって、この人事交流、これはどういうふうになっていくのでしょうか。このまま継続して続けるわけですか。それとも、過日の議員説明会で私が、答弁はもらえませんでした。十分再考していただきたいという意見を述べさせていただきましたが、この点についてどのように考えているのか。

また、この社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会、この団体、今現在きちんと協議会としての役割をやっていると思うのですが、かなりの数の職員がおられますよね。この職員の管理、これは十分に正常な状態で行われているのか、あわせてお聞かせを願いたいと思います。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） このゆったり館に関しましては、嘱託職員の管理のもとでやっておりますので、特に藤岡市との人事交流には影響はないというふうには感じますけれども、うちの方から派遣されております課長職1名は藤岡市社会福祉協議会の合併事務という趣旨で行っておりますので、この人は少なくとも新年度は本庁の方へ帰っていただくというこ

とになるうかと思えます。

それから、人事管理はうまくいっているかという2点目でございますけれども、私が理事としてちょっと見ている、あるいは聞いている部分ではちょっと心配な部分も確かにございます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 今回は指定管理者ということで、藤岡市社会福祉協議会の方の指定管理者にするかしないかという議案でございますが、十分に関連性があるのでただいまお聞きしましたところ、健康福祉部長から内部的には若干の問題があるというような発言がありましたので、お聞きいたしますが、そういったものがきちんと払拭するような藤岡市社会福祉協議会でなければ、なかなか藤岡市の指定管理者という、この名目のもとに指定をすることが果たしてよいのか、どうなのか。今、現状、私も判断に迷っている議員の一人でございます。

それから、藤岡市社会福祉協議会の職員、この方は、部長がこの間、議員説明会で言ったように、非常に優秀な職員だから市が派遣をしていただいていると、なおかつ市が藤岡市社会福祉協議会に派遣している職員も3名いると、それは職員が非常に手薄になっているということだったというふうに私は思うのです。ならば、このような優秀な藤岡市社会福祉協議会の職員をなぜ藤岡市が派遣してもらうのか、私にはその意義が全然理解できませんけれども、この藤岡市社会福祉協議会の職員を来年度以降はどのように市としては考えているのか、答弁を願いたいと思います。これは本当に私、先ほどからくどいように言いますけれども、指定管理者にしているものか、悪いものか、判断材料の一つとしてお聞かせを願いますので、人事権はそちらの執行部にあるという見識は私は持っているつもりでございますので、見識の中でお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 過日の議員説明会のときにいただいたご意見、私もそのとおりだというふうに感じておりました。その帰りに職員課へは既に寄りまして、職員課長とそれなりの詰めをさせていただいております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第166号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第166号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第166号藤岡市ゆったり館の指定管理者の指定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立多数であります。よって、議案第166号は原案のとおり可決されました。

#### 会 議 時 間 の 延 長

議長（反町 清君） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

#### 第22 議案第167号 藤岡市福祉作業所及び藤岡市心身障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議長（反町 清君） 日程第22、議案第167号藤岡市福祉作業所及び藤岡市心身障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 議案第167号藤岡市福祉作業所及び藤岡市心身障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本議案は地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。平成17年第5回定例会において条例改正の議決をいただき、指定管理者の募集を行ったところ、1件の社会福祉法人から申請がありました。藤岡市指定管理者選定委員会において指定法人を総合的に審査した結果、申請のあった社会福祉法人かな会を指定候補者に選定いたしました。指定期間は平成18年4月1日からの3年間でございます。

当該法人は、藤岡市の委託先として現在、作業所及びデイサービスセンターを運営して

おり、利用者に対して平等な利用を確保でき、また、当該施設の管理運営を行う物理的能力及び人的能力を有するものであり、指定管理者制度に合致するものでございます。

以上、簡単でございますけれども、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 議案第167号のこの福祉作業所なのですが、平成17年度において福祉作業所とこのデイサービスセンターに本市としての補助金といいますが、費用がどのくらいかかっていたのか、そして、これが新たに平成18年4月1日から委託になるわけですが、この費用とは同じという形のものでよろしいのかどうか、お尋ねいたします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 平成17年度対指定管理者制度になってのというご質問でございますけれども、平成17年度はまだ途中でしたので、私の方で平成16年度のデータを持っておりますので、こちらでお答えさせていただきます。平成16年度の決算、総事業費でございますけれども、福祉作業所とデイサービスセンターで3,631万1,000円になります。それに対しまして、今回予定しておりますのがちょっと多くなっているのですが、3,935万4,000円でございます。

と申しますのは、この施設はでき上がってからたしか3年ぐらい経ったと思うのですが、対象者に知的障害者なりそういう人たちが多いものですから、最初のうちは正規職員というのは本当に指導の立場にある人だけで、その人間性を見ながら嘱託職員で対応していた部分が多かったわけでございます。その結果、いろいろな問題が出てきたのですが、その3年間で正規職員ということで、これはもちろん県の基準にのっとった人件費の額の中でございますけれども、正規職員に切り替えた、さらに平成17年度から平成18年度についてもその辺が切り替わっていくということで、304万3,000円ほど高くなっております。

ちなみに人件費が占める割合、総事業費に占める割合が82.1%という率で人件費が占めております。これは今、申しあげました嘱託から正規職員への切り替え、人間性を見て切り替えたからという部分でございます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 今の話ですと増えるのだと、それは嘱託から正規の職員へ、県の算定から

いくと4名ですよ。当時私が前にも質問して、適正な県からの補助金が介護福祉士に払われていないではないかという形の中で、400万円近いお金でしたか、そういった中で、問題で返還がされたという話も聞いていますけれども、もともとそういった中で、定期的な人が重度障害者のために適正な福祉サービスを行うという形の中で趣旨を行ってきたわけですから、本来よく見直せば、この金額が増えるという根拠はあまりないはずだというふうに私は個人的には思っているわけです。

しかも、指定管理者に移行するその目的自体が、やはり経費の削減と市民サービスの向上ということですから、この辺についてもう少し突っ込んだ中で精査する必要があるというふうに考えますけれども、その点いかがでしょうか。

それと、新たに障害者自立支援法が成立するわけですが、そういった中でこの福祉作業所、特にこのデイサービスセンターの利用というものは非常にこれから増える見込みがあります。そうすると、その際にこの障害者自立支援法の趣旨からいくと、こういったサービスを利用した際、今まで無料であったものが1割の負担というものを伴う可能性というのが当然出てくるわけです。

こういった中で当然金銭の授受というものが、しっかりとした中でやりますけれども、今まで市がきちんとした中で財務のそういった関係を、先ほどの清水議員ではありませんけれども、確認をしながら指導ができたのが、指定管理者という形の中でそういったお金の授受が生じたときに、どういう形の中で市として管理をしていくのか。なぜそういうことを言うかということ、過去に問題があった施設でございます。そこのところを安易な形で運営し、しかも維持費を少しアップして委託するということは、少し考えが早急過ぎないかどうか、この辺についてお伺いをいたします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 今回の金額の増につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今、議員もおっしゃったとおり現在の正職員、福祉作業所とデイサービスセンターで4人、嘱託が3人、施設長1人ということでやっております。これで大体ほぼ正職員なり、職員の配置はよろしいのではないかと。あと都合によってもう1人ぐらい正職員の方に回るかという感じはいたしますけれども、それはあくまでも国・県の基準の範囲内の人件費の中でやっていただくということです。

ただ、今までが、今、おっしゃられたように逆に正職員でなくて嘱託で安かったので、返還したという部分がありました。それは正職員にするには時期的に、あるいは人物を見るのにということで施設側がちゅうちょしていたのかと思いますけれども、平成17年度はその辺が見込めたと、正職員として採用してきちんとやっていただくのだという部分が見えたということで、それなりの精査はさせていただいたつもりでございます。

それから、障害者自立支援法なりの改正でございます料金の精査、料金を直接いただくようになるという部分、これは、やはり年一遍はきちんと事業報告なりを上げていただきます。その辺できちんと見ていただきますし、あくまでも国・県・市、公共が絡んだ事業でございますので、監査、あるいはもちろん以前どおり県と同行して市も入りますので、その辺でも見させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（反町 清君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） しっかりとした中で監視も続けていくという方針ということでございますけれども、もともと嘱託の方というのは本来、半年や1年、ところが、現実に行われてきたのは1年経っても2年経っても給料が上がらないのだという中で、常に嘱託をかえていくような形の中で、非常に経費を浮かせていたという状況があったわけです。そういう中で市の監査が入って返還を見ているという、その事実をもう少しきちんとしないと、当然これは県の補助金も出ているわけだし、藤岡市もこの3,935万円の80%以上の人件費、そのうちの半分は藤岡市が負担しているというふうに考えたときに、ちゃんとした指導体制というものをもう少し具体的に、どういう形でここをしっかりとするのか、そういうものが必要だと思うのです。

そうでないと、相手をしているところが障害者であり、しかも障害者自立支援法の中で、そういったサービスを受けたり、利用したりする人が実際にお金を払う可能性というのが出てくるわけです。そういった中で非常に責任も重くなる。だから、利用者も当然増えてくるという中で、体制的には手いっぱいになると思います。というのは、現場で働いている方に聞くと本当に大変な作業で、いわゆる重度障害者の方だから2人、3人とつかないとお風呂もきちんとできないような状況なのです。だから、 kanna会の方とすれば嘱託を当然増やさないと、利用者が増えたときに対応できないのです。だから、そういったところを市としてどのくらいの監査体制をしっかりと構築していくか。早急にやっていただけるように、できれば今、そういう約束をしていただきたいということで質問を終わります。

議 長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 前に茂木議員から一般質問で指摘いただいて、そのときに私、積極的に介入いたしますというような答弁を最終的にさせていただいた覚えがあるのですけれども、その辺の言葉をそのまま担当に持っていきまして、こういうお答えをしたので日常、もちろん担当はそちらの施設へときどき行っていますので、きちんと見てくれという話をしております。今もその辺は逐一、日常的に見ているはずでございますので、最近はやっと苦情等も私の耳には入っておりません。今後も引き続き両者の関係も良好な関係を保ちつつ、また緊張を持ってやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 木村喜徳君。

- 1 5 番（木村喜徳君） この案件につきましては応募してきたのが1件だということなのですが、これは1件だからそのまま管理者になってもらうということではないというような説明がさっきあったのですけれども、その辺の選定の基準とか、組織とかというのはどうなっているのですか。これは、ここだけの場面ではなくて、ほかにもいろいろあるのですけれども、多分共通しているのではないかと思うのですけれども、その辺の組織とか、その選定する内容を答弁願います。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） まず、組織の関係でございますが、指定管理者選定委員会委員といたしまして、委員長として助役を筆頭に以下5名の部長職、あるいはオブザーバーといたしまして11名の課長職、事務局5名ということで組織をして選定しております。私どもの選定の主な内容でございますけれども、当該事業の運営実績、これは申請時点や他事業の運営実績、それから施設の運営計画といたしまして管理運営の基本的方針、あるいは人員の確保や職員配置、サービスの質の確保、あるいは危機管理・安全対策等、あるいは収支計画、そういった部分について総合的に、それぞれ個別にもちろん点数を見まして適否を判断しております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 木村喜徳君。

- 1 5 番（木村喜徳君） 組織というものはわかったのですけれども、そうするとその選定基準ですね。1社だからどうしてもそれを選定するということではないということをやったと思うのですけれども、点数といいますか、どう表現したらいいのか、わからないのですけれども、その基準、ラインというものはどのような考えをもって設定しているのかということ、また、そのラインの高さ、この2点をお願いします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） とりあえず項目別には100点満点で、当該施設については88点を得点でとりましたけれども、個別には1項目別に、それぞれ種類があるのですが、0、真ん中を5点・3点と分けた部分もございますが、満点の場合10点ということで、先ほど申し上げましたような細かい項目、この福祉作業所の審査については大きな項目で7項目、細部に分けて14項目の部分で、これらの項目ごとにここは10点、ここは5点というように分けまして、100点満点ですから、基準に満ちてそのうち88点なのでおおむね良好ということで今回お願いしたということでございます。

議長（反町 清君） 木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） これは健康福祉部長に聞いたらいいのか、わからないのですけれども、そういう選び方というのは、各案件の指定管理者も同様な選び方なのですか。公募しなかったところは別としても、それを1点教えてください。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 私もその委員の中に入っていますので、私の方からお答えさせていただきますけれども、公募したところ応募が1件だったところも、もちろんこういうふうにやりました。それから、何件かあったところはそれぞれ全部やりましたので、それぞれの応募別な点数がついておりまして、その辺を総合的に判断して今回お示ししたということでございます。全部やっております。

議長（反町 清君） 清水保三君。

20番（清水保三君） これは今度3,940万円の債務負担行為で来年度から運営していくということになっているのですけれども、さっき茂木議員が言ったように来年の障害者自立支援法を踏まえた計算になっているのかどうか。その辺はどうなっていますか。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） この法の改正と指定管理者の部分が、ちょうどその時期がバッティングしていますので、ある程度は加味してありますけれども、精査はちょっと、最後の最後まで詰めてございませんので、金額的には少し動くかと思えます。ある程度は加味したものでもちろんやっておりますけれども、法がこういうふうに変更になりますという全部の状況把握までは精査はし切っていないと思えます。少し変わるという部分でご承知いただければと、契約までにはもちろんきちんと精査したものでやっていきたいと思えます。以上でございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第167号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第167号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第167号藤岡市福祉作業所及び藤岡市中心身障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第167号は原案のとおり可決されました。

### 第23 議案第168号 藤岡市高齢者自立センターの指定管理者の指定について

議長（反町 清君） 日程第23、議案第168号藤岡市高齢者自立センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 議案第168号藤岡市高齢者自立センターの指定管理者の指定について、説明を申し上げます。

本議案は地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。平成17年第5回定例会において条例改正の議決をいただき、指定管理者の募集を行ったところ、現在委託しております藤岡市社会福祉協議会から申請がございました。この申請に対し、藤岡市指定管理者選定委員会において申請団体を総合的に審査した結果、社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会を指定管理者候補に選定いたしました。

藤岡市社会福祉協議会の提案は、高齢者の自立を支援するという基本的な考え方に立ち、管理運営経費の節減のための工夫がなされているとともに、当該法人がこれまで実施してきた各種事業の実績と地域における福祉ネットワークが今後の高齢者自立センターの効率的な運営に生かされるものと考えられるため、指定管理者候補者として選定したものでございます。なお、指定期間は平成18年4月1日から3年間でございます。

以上、簡単でございますけれども、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

清水保三君。

- 2 0 番（清水保三君） この高齢者自立センターの指定管理者の選定ですけれども、これは社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会が受託者になるわけですけれども、それを考えてみると、この運営費が今度1,800万円になるのです。前年度と比較してみると256万円以上上がっている。どんな計算の根拠になっているのか、その辺のところを伺います。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 高齢者自立センターの主な業務は、ご承知のとおり介護になる前の介護予防という部分が非常に多いわけでございます。平成18年度からの介護保険法の改正で、介護予防というのが前面に出てまいりました。その辺で、現在行っております転倒骨折予防教室、これらのメニューは拡大します。それから、新メニューといたしまして認知症の予防教室、これらも始めます。そういう関係から、事業量そのものを拡大するという形で指定管理料も増えてくるということでございます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第168号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第168号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第168号藤岡市高齢者自立センターの指定管理者の指定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立多数であります。よって、議案第168号は原案のとおり可決されました。

第24 議案第169号 藤岡中央児童館の指定管理者の指定について

議長（反町 清君） 日程第24、議案第169号藤岡中央児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 議案第169号藤岡中央児童館の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

平成17年第5回定例会において条例改正の議決をいただき、指定管理者の募集を行ったところ、社会福祉法人1件と特定非営利活動法人2件での合計3件の申請がございました。藤岡市指定管理者選定委員会において申請団体を総合的に審査した結果、特定非営利活動法人ラポールの会を指定管理候補者と選定いたしました。

各団体ともすばらしい提案をしていただきましたけれども、特定非営利活動法人ラポールの会による提案は、藤岡市の児童の状況を的確にとらえた新たな取り組みへの提案が最も高い評価を得ました。また、市民の利用の機会を確保するとともに経費の縮減への取り組みも顕著であり、児童館の目的を最大限に発揮させた提案となっております。このため本施設の運営を委ねるにふさわしい団体であると認められるものでございます。なお、指定期間は平成18年4月1日から3年間であります。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第169号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第169号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第169号藤岡中央児童館の指定管理者の指定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立多数であります。よって、議案第169号は原案のとおり可決されました。

## 第25 議案第170号 藤岡市民プールの指定管理者の指定について

議長（反町 清君） 日程第25、議案第170号藤岡市民プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第170号藤岡市民プールの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本議案は地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。平成17年第5回定例会において条例改正の議決をいただき、9月15日から市広報ふじおか及びホームページに掲載し、指定管理者の募集を行いました。9月27日に現地説明会を開催し、出席は11団体ありました。10月20日から28日までの間、申請の受け付けを行いましたところ、2件の申請がありました。

指定候補者の選定は、藤岡市公の施設にかかる指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に基づき、11月8日、藤岡市指定管理者選定委員会において申請された事業計画書をもとに費用対効果、管理能力等、総合的に書類審査及びプレゼンテーションを行いました。指定候補者の所在地は前橋市鳥取町668番地、名称は株式会社日本水泳振興会群馬支店、支配人井上眞也であります。当社は施設の設置目的を十分理解し、サービスの向上に意欲が認められ、効率的に管理運営される計画であります。また、実行性と安全面の体制も整っており、指定管理者として適任であると判断し、指定するものであります。指定期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間であります。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

清水保三君。

20番（清水保三君） この公の施設は、市民が苦勞してつくったものだと思うのです。住民の福祉の増進というのは地方自治法の中ではうたわれているわけですが、この施設を一部企業の金もうけの舞台にしてしまうということは、本当にそういう考え方から見ればかけ離れていると思うのです。また、民間企業が収益事業を展開するのなら、民間企業は市に出資金なり権利金のようなものを支払うのが当然だと思いますけれども、その辺はどうお考えか、伺います。

それから、一般管理を含む維持管理運営費用から利用料など施設運営収入を差し引いた金額を指定管理委託料として市が支払うことになっていると思うのですが、その中身では9,000万円、債務負担行為で計上されています。それから、民間のノーハウで新たな事業経費の節減という説明がよくされるのですが、そういう点では、もう今の直営でも十分そのノーハウは取得しているというふうに私は思いますけれども、その辺のところを伺います。

以上です。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

このプールを指定管理者に指定しなくても十分管理できているのではないかという話でございますけれども、地方自治法の改正によりまして管理運営を外部に委託する場合には、これまでの管理委託制度から指定管理者制度に、どちらかにしろということでございます。そういうことの中で、その目的というものが、先ほどからも話がありますけれども、多様化する住民ニーズにより効果的、かつ効率的に対応するために公の施設の管理に民間の能力やノーハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図ることが目的でございます。そういうことの中で、より市民サービスの向上が図れるものと期待をしてこの募集をしたわけでございます。

それと、費用の関係でございますけれども、債務負担行為では9,000万円ということでございます。節減ということで、提案されたものでございますけれども、収入支出差し引き、税等も勘案したものでありますけれども、8,542万8,000円の支出ということでございます。藤岡市が支出するものでございます。債務負担行為の範囲内で管理運営していただけるということでございます。

以上です。

議長（反町 清君） 清水保三君。

20番（清水保三君） この企業は、いずれにしても金もうけに入るのだという解釈ができるのだと思うのです。そうすると市民のサービスといいますか、利用料なんかも引き上げられるという心配もあります。そういう点では絶対心配ありませんか。利用料の関係は、むしろ引き下げる方向にいきますか。

それから、他市からの業者が管理者になるわけですから、地域の活性化という面でもそんなに、かえって悪い結果を生み出すのではないかという気がするのですけれども、その点ではどうお考えか、伺います。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 一企業の金もうけということも考えられるのではないかという話でございますけれども、企業ですから金もうけということもあろうかと思えます。しかしながら、平成16年度の決算でいきますと収入支出差し引き9,397万円の支出をしております。その中には職員2名が入っておりません。それを勘案しますと1億1,800万円ぐらいになるのではないかというふうに思います。それで、株式会社日本水泳振興会の方からの提案でいきますと8,542万8,000円、税金を加味した場合にはそういう数字になります。差し引き3,257万2,000円の経費の節減ができるというふうに考えております。

それから、地域の活性化につながらないのではないかということでございますけれども、この点につきましては、やはり広域的な事業でございますので、市民皆さんの税金を使うということの中で、少しでも市民のサービス向上と経費の節減が図ればということ考えております。

利用料の関係ですけれども、利用料につきましては、現在の条例で定めてある範囲内でございます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 清水保三君。

20番（清水保三君） 私は、そういうことからして今度のこの指定管理者制度に移行するという、そのこと自体がよく理解できない。それから、大企業ではこのことによって年間に1兆円のもうけが出てくるのだというふうに三菱総研なんかは言っているのです。そのための、何か地方自治体が食べ物にされていくというような感じがしてならない。ですから、私は、むしろこれは直営でやるべきだというふうに思いますが、いかがなものでですか。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 先ほどもお答えをさせていただいたとおり、税金でございます。少しでも節約できることと市民サービスの向上になるということが確認できれば、やはり指定

管理者制度を採用した方がいいのではないかとこのように考えております。

以上です。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

青柳正敏君。

- 17番（青柳正敏君） 議案第170号藤岡市民プールの指定管理者の指定について、この債務負担行為の9,000万円、こういったことは年間という目的にされていると思うのですが、健康増進というような、冬場においてはそういった意味合いが非常に強いと思うのですが、冬場の利用者の1日平均は、前に聞いたときですと120人ぐらい、今は多分少し人数が増えたとしても百五、六十人ぐらいではないかというような、特にその目的は健康管理というような目的で利用されている方が多いかと思うのです。

そういったときに、前にも言っていたのですが、全部のプールに水を張る、その必要があるのだろうかという、経費の節減ということを考えますと、もう事前に年間通し券を購入して利用される方もいますけれども、新しい年度からは、冬場においては何月から何月までは百何メートルもある流水プール、そういったところの水を引いてしまって、利用するプールを限定すればかなりの節約になるかと思えます。そういったことを利用者、特に流水プールの中を歩くのも四角のプールの中を歩くのも健康管理ということからいけば、さほどの差はないのではないかとこのように思います。そういったことで、この債務負担行為の中の委託料、これを少しでも低くするという方法を考えるべきだということに思うのですが、こういった冬場のプールの限定をするという考え、こういったことは持てないのかどうか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

また、冬場の利用者、1日何名ぐらいいるのか、正確な数字がわかりましたらお教え願いたいと思います。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

現在のプール、健康増進型ということの中で建設されたわけでございます。今の提案でございまして、冬場の利用者というのは少ないということの中で、経費の節減を図る上でそういうことも検討したらいいのではないかとこのようにございまして。今回の指定管理者制度の中で、仕様書の中では現在行っている年間通しての室内プールの管理、そういうことで依頼をしております。そういうことも今後の検討材料にできれば話し合いをしていきたいというふうに思います。

しかしながら、提案の中では冬場の利用者の増について、いかにすべきかということもかなりの考え方を持っております。そういうことでご理解をいただきたいというふうに思

います。利用者につきましては、ちょっと資料を忘れてしまって大変申しわけないのですが、後でまた報告させていただきたいというふうに思います。

議長（反町 清君） 青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） このプールの利用ということ、夏場ですと近隣の子供たちを中心に大勢の方が利用するという非常に有意義を感じるわけですが、冬場は、やはり非常に限定された方が、ごく少数とっては大変失礼かと思えますけれども、百何名かぐらいの方に対して、その維持管理のために100メートルからのプール、深さにしても幅にしても物すごい水量を温水化するという、まずこの経費の大部分は冬にかかってしまうのではないかというような気もするわけです。

そういったことを前向きにぜひ検討し、この委託料、これが少しでも安くなるような、また、流水プールを引かせるというようなことにおいても年度当初に、今年度からはこういう形の中で節減を図りたいのだということを市民に訴えていけば、利用者においても理解してもらえるのではないかというふうに思います。ぜひ前向きに、前にこの発言をさせてもらったときにも前向きにというような言葉をいただいておりますけれども、こういった財政的にも厳しい状況がますます加算されているわけですので、本当の意味でこういったことを利用者に対しても25メートルのプールで冬場は我慢してくださいという、そういったことが藤岡市としても必要ではないかというふうに思いますけれども、どなたか、もう一度このことにつきましてご答弁をいただきたいと思います。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 議員のおっしゃるとおりかと思えます。今後、その点についてよく検討させていただきまして、指定管理者との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第170号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第170号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第170号藤岡市民プールの指定管理者の指定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第170号は原案のとおり可決されました。